

第4期益田市地域福祉計画

改定版

(案)

令和8年3月

益田市

目 次

1 中間評価について

- (1) 中間評価の考え方 ······ P1
- (2) 計画の位置付け ······ P2～P5
- (3) 計画の期間 ······ P5
- (4) 圏域の捉え方 ······ P6

2 市民アンケートによる中間評価

- (1) アンケート調査の概要 ······ P7
- (2) 評価指標について ······ P8
- (3) 回答のまとめ ······ P9

3 中間評価に係る計画審議会における主な意見

- (1) 令和7年度第1回益田市地域福祉計画審議会について ··· P10
- (2) 中間評価に係る総合的評価に対する見解 ······ P11
- (3) 個別の施策に対する意見 ······ P11～P12

4 中間年度に係る計画の見直しについて

- (1) 見直しの趣旨 ······ P13
- (2) 計画の見直し ······ P14～P21

5 資料

- (1) 市民アンケート調査結果 ······ P23～P38
- (2) 事業所アンケート調査結果 ······ P39～P47
- (3) 計画見直し（改定部分のみ） ······ P48～P52

1 中間評価について

（1）中間評価の考え方

益田市では令和5年3月、「益田市総合振興計画」の基本構想に即し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として第4期益田市地域福祉計画を策定しました。

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までとなっており、中間年度である本年、令和7年度では、これまでの取組や成果、計画策定後の法改正や状況の変化などを踏まえ、中間評価及び見直しを行います。

計画の進捗管理については、益田市地域福祉計画審議会にて調査、審議を行うこととしていましたが、その他、中間年度の本年には計画策定時に実施した市民アンケートと同様のアンケート調査の結果を、策定時と比較することで、定量的な評価を行いました。

(2) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

○第4期計画は、「益田市総合振興計画」の基本構想に即し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。

○「益田市高齢者福祉計画・益田市介護保険事業計画」、「益田市こども計画」、「益田市障がい者基本計画・益田市障がい福祉計画・益田市障がい児福祉計画」「健康まだ市21計画」などの個別の福祉計画の共通的な事項を記載する上位計画として位置付けられています。また、「益田市地域防災計画」「益田市地域公共交通計画」など、幅広くまちづくりに関係する計画とも整合性を図った計画とします。

○第4期計画には、次の方策等を包含しています。

- ・生活困窮者自立支援方策（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発第0327第13号））
- ・成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条）
- ・再犯防止施策の充実（再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます。）

○社会福祉法人益田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「第4期益田市地域福祉活動計画」と整合・連携を図ります。

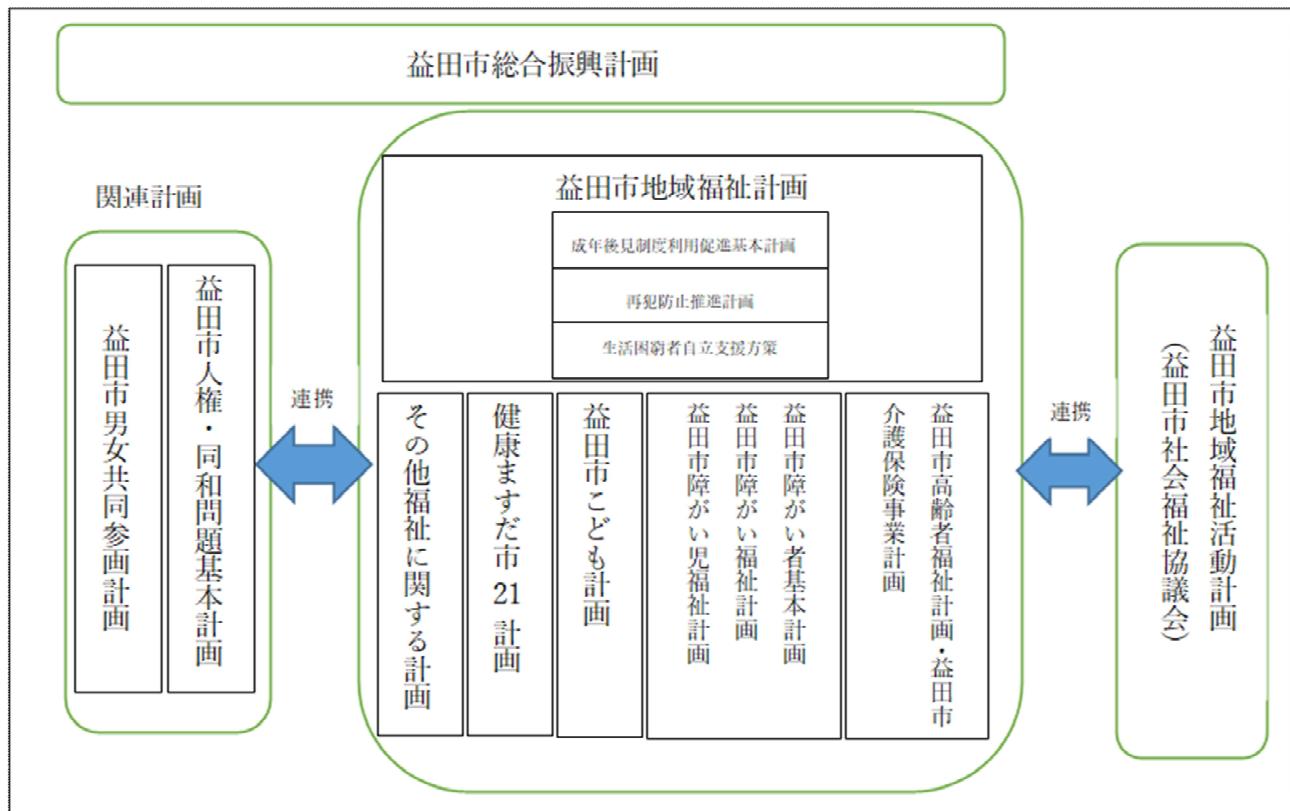
② 社会福祉協議会と地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて全国の各市町村自治体に設置され、住民の参加を基調とした地域福祉の推進を図ることを目的としている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。市社協が策定する地域福祉活動計画は、住民や各種団体の自主的・主体的な福祉活動の活性化による支え合いのある地域づくりの推進、生活に困窮している人等への生活支援等、福祉的援助について具体的な活動をどのように展開していくかを示した市社協の行動計画であり民間計画になります。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

○地域福祉計画と地域福祉活動計画は、連携・協働の関係にあり、それぞれの役割を明確にしたうえで、相互に補完し合いながら計画を一体的に推進し、地域福祉の向上を目指します。

○地域福祉計画と他計画との関係図



※計画策定時から計画名が変更したものについては修正

○「第1期益田市地域福祉計画・益田市地域福祉活動計画（以下「第1期計画」という。）から一体化した計画として策定を行ってきましたが、第4期計画からは、目指す理念は共通とし、それぞれの計画が持つ意義と役割を明確にすることとしました。そのため、一体化した計画は分割しましたが、本市と市社協の関係性は変わることなく、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を連携して策定しています。

○「益田市人権・同和問題基本計画」及び「第4次益田市男女共同参画計画」を基に一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、一人ひとりが活躍することで個性と能力が輝くまちづくりを推進し、また、福祉と人権のまちづくりの拠点であ

る隣保館と連携を図ります。

④ 第6次益田市総合振興計画と地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の福祉のまちづくりを示すものであり、また、益田市総合振興計画の基本構想に即した計画に位置付けています。

令和3年3月に策定された「第6次益田市総合振興計画（以下「第6次振興計画」という。）は、本市の特性を活かしたまちづくりを市民と協働で進める計画として本市の最上位計画に位置付けられています。第6次振興計画には、7つの基本目標を横断する目標として「社会変化に対応できる持続可能なまち」を掲げており、その背景には、複雑化する地域課題に対応するための「協働」の体制づくりと将来の益田市を支える「ひとつづくり」が必要であるとされています。この考え方はこれまでの地域福祉計画で取り組んできた施策に密接に関わることから、第4期計画においても、第6次振興計画との整合性を図り、また、地域福祉を推進する観点で取り組んでいます。

【第6次総合振興計画 横断目標『社会変化に対応できる持続可能なまち』】

○基本施策1 一次代を担う人材の育成・確保の推進

具体施策1 将来の益田市を担う人材育成の推進…①

具体施策2 関係人口の拡大推進による人材確保

○基本施策2 協働のまちづくりの推進

具体施策1 多様な主体による協働活動の推進…②

○基本施策3 先端技術を活用した持続可能なまちづくりの推進

具体施策1 先端技術を活用した将来にわたって暮らしやすいまちづくりの推進

①に関連する地域福祉計画の取り組み（第1期益田市地域福祉計画から抜粋）

まちづくりはひとつよりも言われるよう、心と心の触れ合う福祉のまちづくりを進めるうえで、その根幹を支えるのは「ひと」であり、長期的な視点に立った人材育成の取り組みが求められていることから「地域福祉の担い手づくり」を基本目標に掲げ、学校や地域での福祉教育の推進などに取り組んでいます。

②に関連する地域福祉計画の取り組み（第1期益田市地域福祉計画から抜粋）

地域には、様々な福祉活動を行う組織や団体があり、それぞれ独自の目的をもって活動しています。しかしながら、各組織・団体間の連携が十分でないため、きめ

細かな地域福祉活動に至っていないことから「地域福祉のネットワークづくり」を基本目標に掲げ、住民主体による地域福祉活動の推進などに取り組んでいます。

⑤ 個別計画の概要

○第9期益田市高齢者福祉計画・益田市介護保険事業計画

- ・総称：えっとまめなプラン
- ・基本理念：「高齢者が自分自身の意思で自分らしく生きられるように支援すること「自立（自律）支援）」
- ・基本目標：地域に暮らす全ての高齢者が、住み慣れた地域で安心して、生きがいと役割を持って暮らせるまち

○第6期益田市障がい者基本計画・第7期益田市障がい福祉計画・第3期益田市障がい児福祉計画

- ・総称：安心いきいきプラン
- ・基本理念：「障がいのある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまち」
- ・基本方針：（1）バリアフリー社会の実現、（2）地域生活の支援体制の充実、（3）自立と社会参加の促進

○益田市こども計画

- ・基本理念：安心できるつながりの中で、こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち～すべての子どもの最善の利益を第一に～
- ・基本的視点：子どもの育ちの視点、親としての育ちの視点、地域での支え合いの視点、子育て環境の充実の視点

○第2次健康ますだ市21計画

- ・基本理念：「いきいき・すこやか・支えあい～子どもから高齢者までともに元気で暮らすために～」
- ・成果目標：（1）生き抜く力の土台をつくろう、（2）現役でがんばろう、（3）笑いのある人生を送ろう

（3）計画の期間

第4期計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間です。

(4) 圏域の捉え方

地域は複数の圏域により重層的に出来ており、圏域ごとに様々な取り組みがされています。この重層性を地域福祉推進における圏域設定とし、本市と市社協が共通認識、役割分担・連携して、各圏域の活動の支援・推進、また圏域間の連携を図ります。

※日常生活圏域：地域包括ケアシステムの構築を目的として設定された圏域です。日常生活圏域毎に地域包括支援センターの設置、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターが配置されています。



2 市民アンケートによる中間評価

(1) アンケート調査の概要

調査目的	市民の日常生活や地域においての考え方や現状などについて調査し、第4期地域福祉計画の基礎資料とする。
調査対象	益田市内在住の18歳以上の住民1,200人（各年代の人口規模に応じて抽出）
調査時期	令和7年5月から6月まで
調査項目	「自身のこと」、「地域との関係」、「福祉に関する周知について」
配布数、回答数	配布数：1,200人 回答数：569人（前回572人）回収率47.4%（前回47.7%）
調査結果の見方	回答結果は、(N=回答数)に対して、少数第2位を四捨五入した割合を示しています。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。複数回答の設問の場合、それぞれの割合を示しています。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 評価指標について（計画 P105 参照）

策定時に実施した市民アンケートの結果を基準値（令和4年度）として、定量的な評価を行うこととするため、中間年度（令和7年度）に市民アンケートを実施しました。

	項目	基準値 (令和4年度)	中間年度 (令和7年度)	増減
①	現在お住みの地域に住み続けたいかで「住み続けたい」と回答した割合	54.4%	51.3%	△3.1%
②	現在お住いの地域は安心して生活できるかで「とても安心できている」若しくは「安心できている」と回答した割合	53.0%	47.6%	△5.4%
③	日常生活で「特に困っていない」と回答した割合	35.7%	32.9%	△2.8%
④	ご近所の人との関係で「近所付き合いはほとんどない」と回答した割合	10.7%	7.6%	△3.1%
⑤	福祉についての考え方で「福祉は行政も地域住民も協力して共に取り組むべき」若しくは「地域住民がお互いに協力し、住みやすい地域にていきたい」と回答した割合	47.9%	48.5%	0.6%

(3) 回答のまとめ

○ 自身のことについて

「日常生活で困っていることや不安なこと」に対しての設問は、特に困っていないとの回答が 32.9%と令和 4 年度の基準値同様一番多くなりました。回答した人の内訳では 20 代が 80%と令和 4 年度の基準値と同じく高い傾向にあります。また困っていることや不安なことの要因について「炊事・洗濯・掃除 6.9%」、「ごみ出し 6.5%」、「外出（通院や買い物）12.5%」「金銭、経済状況 24.8%」と回答されたうち 47.4%の人は家族の協力を得ていますが社会資源である福祉サービスの利用は 9.6%に留まっていることから、自身の生活においては、自分や家族で対応する人が多いことがうかがえます。

○ 地域との関係について

近所の人との関係についての設問では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」との回答は 18.5%で、約半数以上は「立話や世間話をする」、「あいさつをする程度の人がいる」と回答しています。近所との繋がりはあるものの、相談できる関係ではないことがうかがえます。

○ 福祉に関する周知について

福祉に関する計画、団体等及び相談窓口について「知っている」との回答は総体的に微減の傾向にあります。一方で地域福祉計画、地域包括支援センター及び基幹相談支援センターについては「知っている」の回答が増加傾向にあります。

3 中間評価に係る計画審議会における主な意見

(1) 令和7年度第1回益田市地域福祉計画審議会について

開催日 令和7年8月5日 10時30分から12時00分まで

場 所 益田市総合福祉センター

審議会委員

区分	所属団体または職名	氏名
社会福祉施設関係者及び生活 関連企業の関係者	益田地域介護支援専門員協会 役員	原田 豊子
	益田市基幹相談支援センター 施設長	牧原 直也
特定非営利活動法人又はボラ ンティア団体の関係者	NPO 法人 石西権利擁護推進センター 代表	山田 さくら
	(一社) 豊かな暮らしラボラトリー 代表	檜垣 賢一
地域福祉活動団体の代表者、 当事者の団体及び その家族の代表者	益田市民生委員児童委員協議会 女性代表	磯邊 百合子
	益田地区保護司会 理事	関口 晃司
	益田市人権施策推進審議会 会長	渡邊 達也
識見を有する者	美作大学生活科学部社会福祉学科 准教授	田中 涼
関係行政機関の職員	島根県益田保健所 総務保健部長	森川 政広
その他市長が適当と認める者	明誠高等学校 校長	岩本 康幸

(2) 中間評価に係る総合的評価に対する見解

①から③までの設問で、ポイントが若干減少していることは地域福祉の後退とも受け止められるが、例えば「近所づきあいがほとんどない」と回答した人は減少していることや民生委員の訪問活動が増えていること、また地域でのイベントへの参加が増加していることから、不安の解消のために地域の繋がりに意識が向けられているのではないかと考える。一方でそういった地域の繋がりだけでは対応できないという限界もあるので、行政と住民が協働し、各施策の推進とともに地域づくりを進める必要がある。

また従来の行政主導型ではなく、「福祉は行政も地域住民も協力して共に取り組むべき」、また「地域住民がお互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」といった回答が基準値である令和4年度の回答同様多いことから、本計画の基本理念でもある「みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくり」の方向性は保たれていると考える。

(3) 個別の施策に対する意見

○ 個別避難計画の実効性について

- ・個別避難計画の作成の際、避難支援者の確保が難しい。特に近所の方にお願いするとなると自身を守ることが優先になり、避難支援者の確保に至らず、結果、遠方の家族を支援者として挙げることになり不安がある。
- ・個別避難計画については個別のケースマネジメントを考えるとき、本人、家族、ケアマネージャーの中で問題が生まれるという課題をどう地域づくりに繋げていくか、どう市の政策の中に位置づけていくかが重要で、継続して協議できる場が必要。

○ 成年後見人制度について

- ・来年度、成年後見制度が大きな法改正の予定があるが、それに対応すべく益田市でも取組や準備をする必要がある。

○ 居住支援について

- ・犯罪をした人は容易に住宅を借りることができないが、保護司の活動として国交省のセーフティネット住宅制度などを利用し、住宅の確保に努めている。益田市でも国が提唱している「居住支援協議会」の設置なども今後検討していかなければならないのではないか。
- ・居住の確保について、次期計画にしっかりと入れていけるような検討を進めていく必要がある。その他、居住の問題については相談支援の網目からこぼれている人がいる

実態があるので、この点について行政だけではなく、益田市全体の相談支援のネットワークの中で早期に整備を進めていかれたい。

○ 人権のまちづくりについて

- ・益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例ができたばかり。ぜひ人権の立場、福祉の立場でタイアップし、縦割りではなく、お互いが力を合わせて差別のない社会づくり、福祉の充実を進めていけたらいい。

4 中間年度に係る計画の見直しについて

(1) 見直しの趣旨

中間年度では法改正やそれぞれの取組に応じ、計画策定時から変化があったものについて見直しを行います。

(2) 計画の見直し

・計画 P1 (1) 計画策定の背景の改正

【旧】

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

これまでの福祉制度は、子ども・障がい・高齢者といった対象者の属性に応じた専門的な支援体制の構築などが進められ、加えて、対象者の家族（親族）や地域住民等の支えなどにより福祉政策の充実が図られてきました。また、一方で、この福祉制度の対象とならない複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯などは以前からも存在していましたが、家族（親族）や地域住民等が受け止め、支えてきました。

しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、人口減少などにより、住民相互のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきており、課題ごとの対応や8050問題・ダブルケアなどの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースが増えています。

この大きな課題に対しては、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要であり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」を推進していくことが重要です。そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要です。また、市町村においては、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努められています。包括的な支援体制の整備を図るにあたっては、対人支援を担う社会福祉分野等の専門職が、特定の課題の解決に向けた支援にとどまらず、本人やその世帯とつながり続ける支援を意識することを後押しすることや、地域住民の関係性を育んでいく取り組みにおいて、地域活動や居場所その他の地域のつながる場が創出されやすくなることを意識した環境整備に取り組むことにより、重層的なセーフティーネットを構築することが重要であるとされています。

益田市（以下「本市」という。）を取り巻く現状や、市民・地域で活動する団体などのニーズ、国の動向などを踏まえるとともに、これまで取り組んできた地域福祉の推進をさらに図るため、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を期間とする「第4期益田市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）」を策定します。

【改正後】

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

これまでの福祉制度は、子ども・障がい・高齢者といった対象者の属性に応じた専門的な支援体制の構築などが進められ、加えて、対象者の家族（親族）や地域住民等の支えなどにより福祉政策の充実が図られてきました。また、一方で、この福祉制度の対象とならない複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯などは以前からも存在していましたが、家族（親族）や地域住民等が受け止め、支えてきました。

しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、人口減少などにより、住民相互のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきており、課題ごとの対応や 8050 問題・ダブルケアまたヤングケアラーなど従来の福祉制度だけでは解決できない、課題全体を捉え包括的な関わりを必要とするケースが増えています。

この大きな課題に対しては、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要であり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」を推進していくことが重要です。そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要です。また、市町村においては、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることが求められています。包括的な支援体制の整備を図るにあたっては、対人支援を担う社会福祉分野等の専門職が、特定の課題の解決に向けた支援にとどまらず、本人やその世帯とつながり続ける支援を意識することを後押しすることや、地域住民の関係性を育んでいく取り組みにおいて、地域活動や居場所その他の地域のつながる場が創出されやすくなることを意識した環境整備に取り組むことにより、重層的なセーフティーネットを構築することが重要であるとされています。

益田市（以下「本市」という。）を取り巻く現状や、市民・地域で活動する団体などのニーズ、国の動向などを踏まえるとともに、これまで取り組んできた地域福祉の推進をさらに図るため、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間を期間とする「第 4 期益田市地域福祉計画（以下「第 4 期計画」という。）」を策定します。

※ヤングケアラー…大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている 18 歳未満のこどものこと。

- ・計画 P81 基本施策 7 の説明文を改正

【旧】

基本目標III より良い生活のための福祉サービスの充実

【基本施策 7 成年後見の取組の充実】

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいにより判断能力が不十分となっても、尊厳ある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援のしくみを構築することが求められています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度を安心して利用することができる環境整備を進めます。

【改正後】

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいにより判断能力が不十分となっても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援のしくみを構築することが求められています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度を安心して利用することができる環境整備を進めます。

また、成年後見制度に係る法改正、制度改正に迅速に対応し、必要な方が適切に支援を受けることが出来るよう、取組を進めます。

・計画 P91 基本施策 3 の説明文を改正

【旧】

基本目標IV 安心して住み続けられる環境づくり

【基本施策 3 住み慣れた住宅や地域での暮らしの充実】

多くの市民が利用する公共的な施設は、市の施設はもちろん、民間の建築物についても事業者の理解と協力を得て、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。特に市の施設については、だれもが使いやすい仕様とするため、設計段階から障がいのある人や高齢者など関係者の意見を聞きながら整備を進めます。

【改正後】

多くの市民が利用する公共的な施設は、市の施設はもちろん、民間の建築物についても事業者の理解と協力を得て、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。特に市の施設については、だれもが使いやすい仕様とするため、設計段階から障がいのある人や高齢者など関係者の意見を聞きながら整備を進めます。

また※住宅確保要配慮者の住宅確保に向けては、府内外の関係機関・団体等が連携しながら取り組みます。

※住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々です。

- ・計画 P92 基本施策4の説明文を改正、推進施策⑦を追加

【旧】

基本目標IV 安心して住み続けられる環境づくり

【基本施策4 再犯防止施策の充実】

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている場合もあります。犯罪をした人等が社会復帰後に、地域社会で孤立させない支援等を関係機関と連携協力して実施することで、再犯を防止し安全で安心な地域社会を目指します。

【改正後】

基本目標IV 安心して住み続けられる環境づくり

【基本施策4 再犯防止施策の充実】

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている場合もあります。犯罪をした人等が社会復帰後に、地域社会で孤立させない支援等を関係機関と連携協力して実施することで、再犯を防止し安全で安心な地域社会を目指します。また同時に犯罪被害者等に対する支援を行い、関係機関又は地域と連携し、当該被害者を社会全体で支える地域づくりを進めます。

【追加】

⑦犯罪被害者等を支える環境づくり

○益田市犯罪被害者等支援条例（令和7年益田市条例第10号）に基づき、犯罪被害にあった本人、又はその家族及び遺族などが受ける直接的な被害、又は二次的な被害（心身、経済的負担、精神的苦痛、時間的な負担、再被害の不安や恐怖）に対し、市が関係機関又は地域と連携し、当該被害者を社会全体で支えることを目指します。

○※益田市犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定に基づき、関係機関と連携して被害者等の早期回復に努めます。

○犯罪被害者等のおかれる状況などについて理解を深め、支援を必要とする犯罪被害者等が相談窓口に繋がるよう、学習会や講演会等を通じて普及啓発を進めるとともに、より効果的な周知に努めます。

事業主体：行政・地域組織・団体

※益田市犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定

益田警察署及び公益社団法人 島根被害者サポートセンターは、犯罪被害者等基本法第7条（平成16年法律第161号）及び益田市犯罪被害者等支援条例（令和7年益田市条例第10号）の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関して連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、協定を締結しました。

- ・計画 P100 推進施策②に項目を追加

【旧】

基本目標V 分野を横断した包括的な支援体制づくり

【基本施策 1 相談を包括的に受け止める仕組みづくり】

推進施策② 身近な地域で相談できる仕組みづくり

○地域づくり事業の推進（基本目標II-1-②）に取り組むとともに、地域団体や福祉事業者等、地域の社会資源と連携を図ることで、地域での助け合いや支え合いの関係を構築し、身近な地域で相談できる仕組みづくりに取り組みます。

事業主体：行政、市社協、福祉事業者、地域組織・団体、民間、市民

【改正後】

推進施策② 身近な地域で相談できる仕組みづくり

○地域づくり事業の推進（基本目標II-1-②）に取り組むとともに、地域団体や福祉事業者等、地域の社会資源と連携を図ることで、地域での助け合いや支え合いの関係を構築し、身近な地域で相談できる仕組みづくりに取り組みます。

○人権センター（隣保館）では、市民の人権に関すること（同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など）、生活の困りごとや悩みなどの生活全般に関する相談、また必要に応じて専門機関や関係機関を紹介するなど相談体制の構築を図ります。

○様々な相談体制の構築を図ることで、市民に対し、きめ細かい相談体制の確保に努めます。

※隣保館 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととした施設

事業主体：行政、市社協、福祉事業者、地域組織・団体、民間、市民

- ・計画 P100 推進施策③を全部改正

【旧】

基本目標V 分野を横断した包括的な支援体制づくり

【基本施策1 相談を包括的に受け止める仕組みづくり】

推進施策③ 重層的支援体制整備事業（移行準備事業）の実施

○包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた移行準備事業に取り組みます。

<多機関協働事業>

複合的な課題を抱えた世帯に対する支援について、現在開催している相談支援包括化推進会議を活用した検討の場を設け、多機関協働が推進されるようコーディネートしていきます。

<参加支援事業>

地域における課題やニーズとともに、活用できる社会資源の把握に努め、社会的孤立の状態にある人がその人にとって価値ある役割を見出し、地域の一員として参加できる支援の実施とそのための支援体制のあり方を検討します。

<アウトリーチ等を通じた継続的支援事業>

地域における課題やニーズとともに、活用できる社会資源の把握に努め、様々な理由から必要な社会資源に繋がることができていない世帯に対し、積極的かつ効果的な働きかけを行うことができる体制のあり方を検討します。

【改正後】

推進施策③ 重層的支援体制整備事業の実施

○包括的な支援体制を構築するため、「第1期益田市重層的支援体制整備事業実施計画」（社会福祉法第106条の5）に基づき、重層的支援体制整備事業を実施します。

事業主体 行政、市社協、福祉事業者（委託）、地域組織・団体

5 資料

- (1) 市民アンケート調査結果
- (2) 事業者アンケート調査結果
- (3) 計画見直し（改定部分のみ）

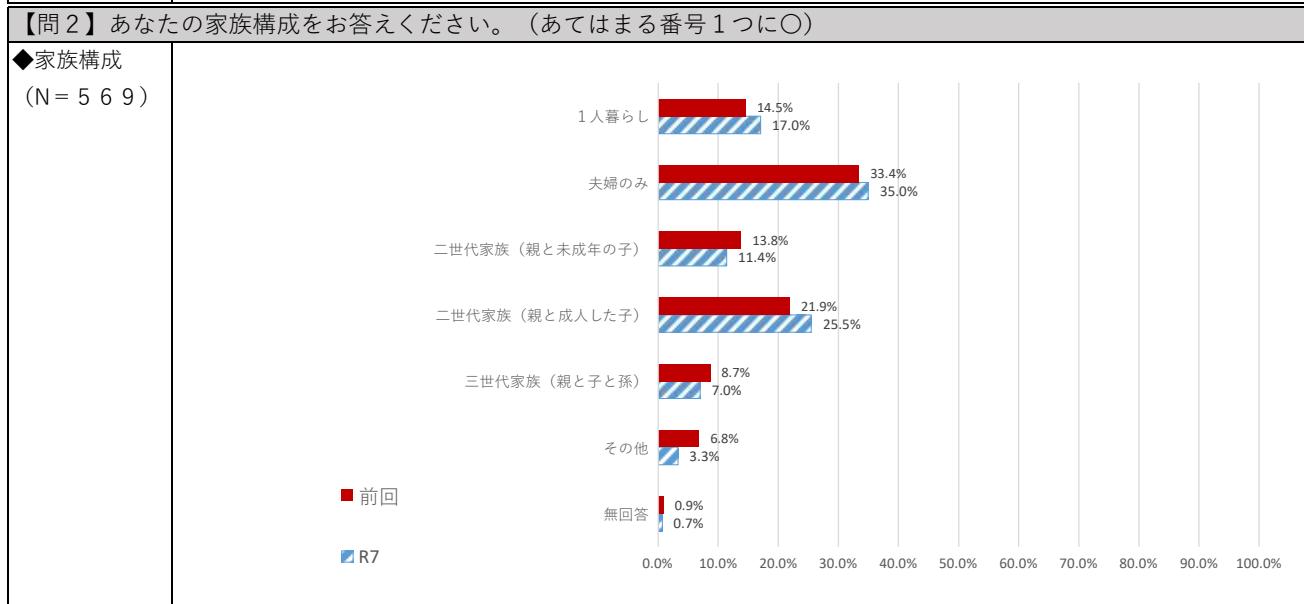
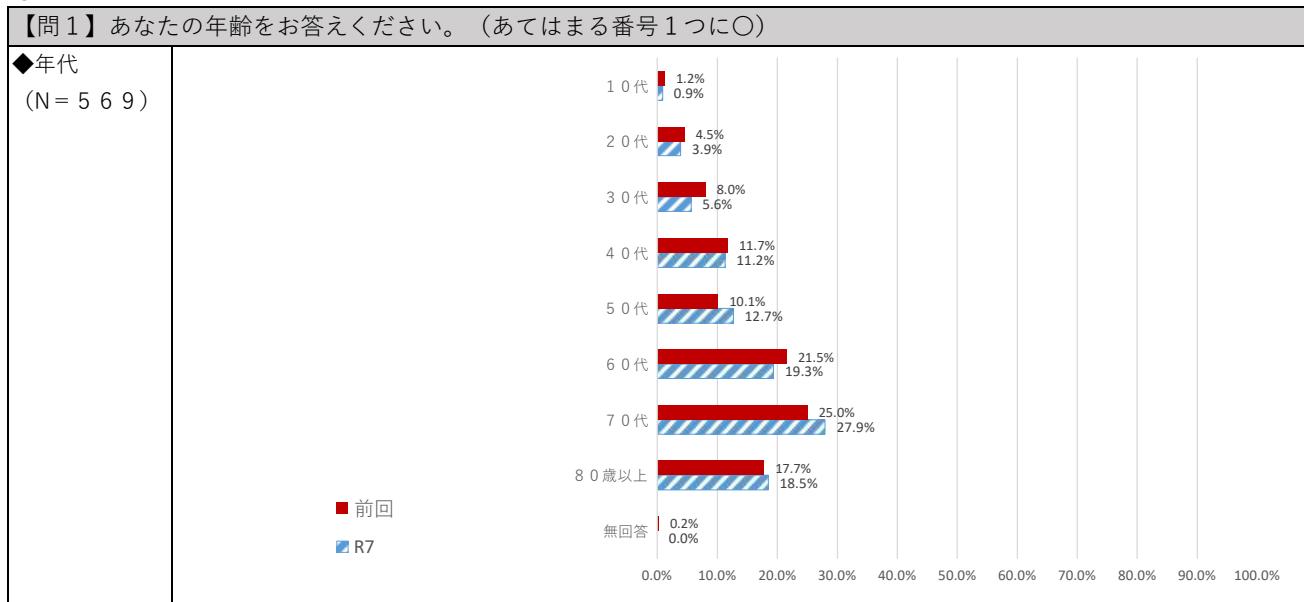
(1) 市民アンケート調査調査

i 調査概要

調査対象	益田市内在住の18歳以上の住民1,200人（各年代の実態規模に応じて抽出）
調査時期	令和7年5月～6月
調査項目	「自身の事」、「地域との関係」、「福祉に関する周知について」
配布数、回答数	配布数：1,200人 回答数：569人 回収率：47.4%
報告書の見方	・回答結果は、（N=回答数）に対して、少数第2位を四捨五入したそれぞれの割合を示しています。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。複数回答の設問の場合、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

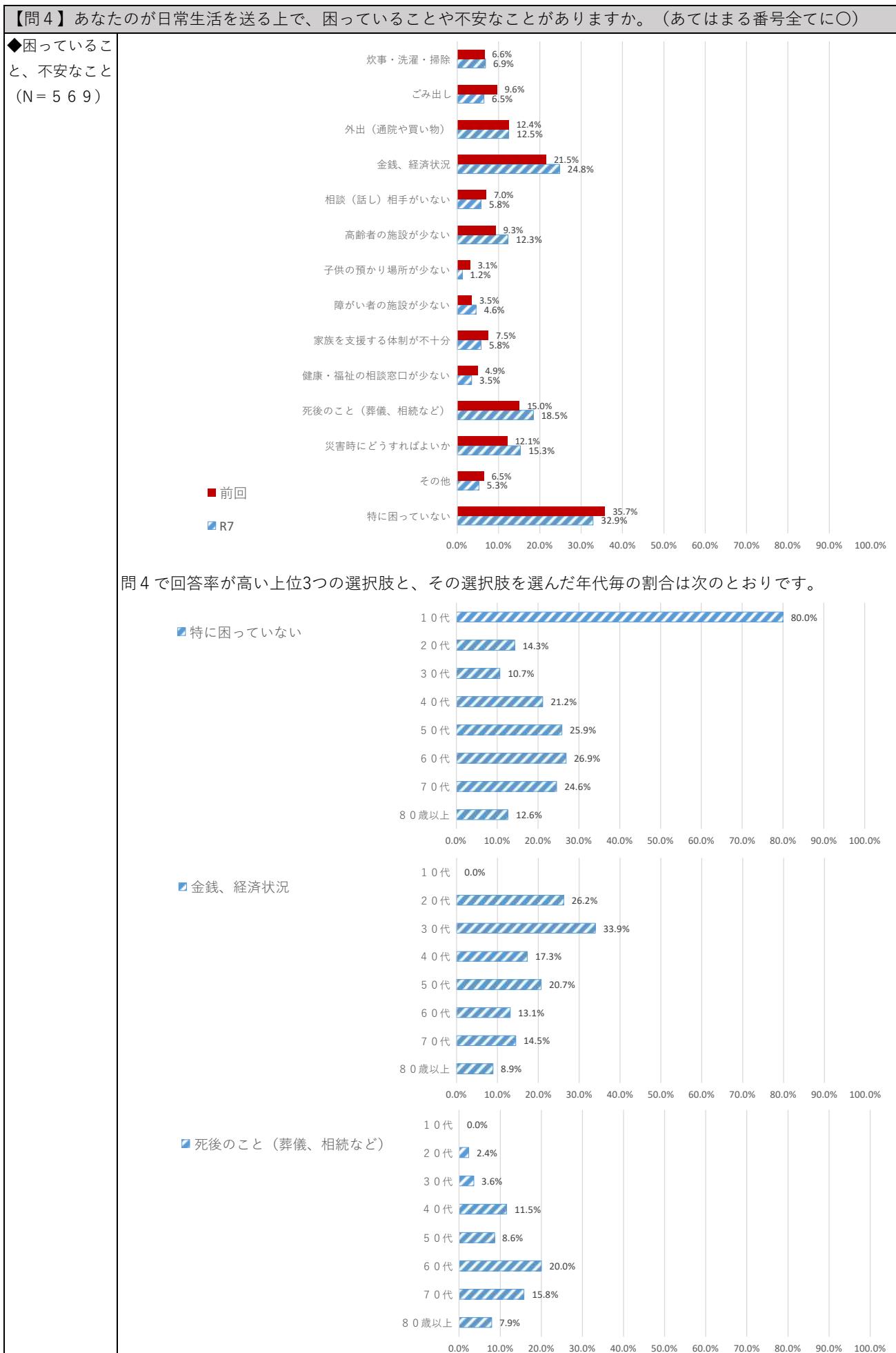
ii 集計結果

①自身の事について



【問3】あなたの住んでいる地区をお答えください。（あてはまる番号1つに○）

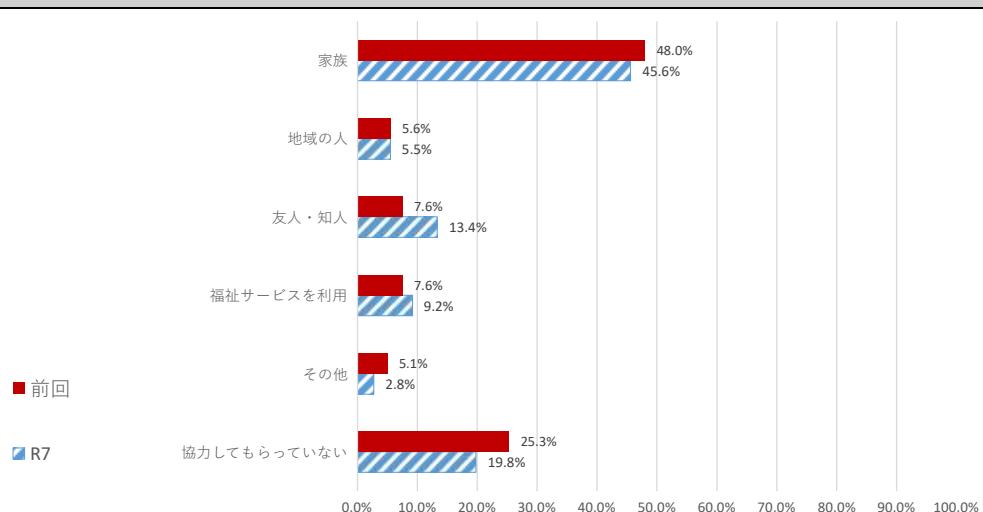




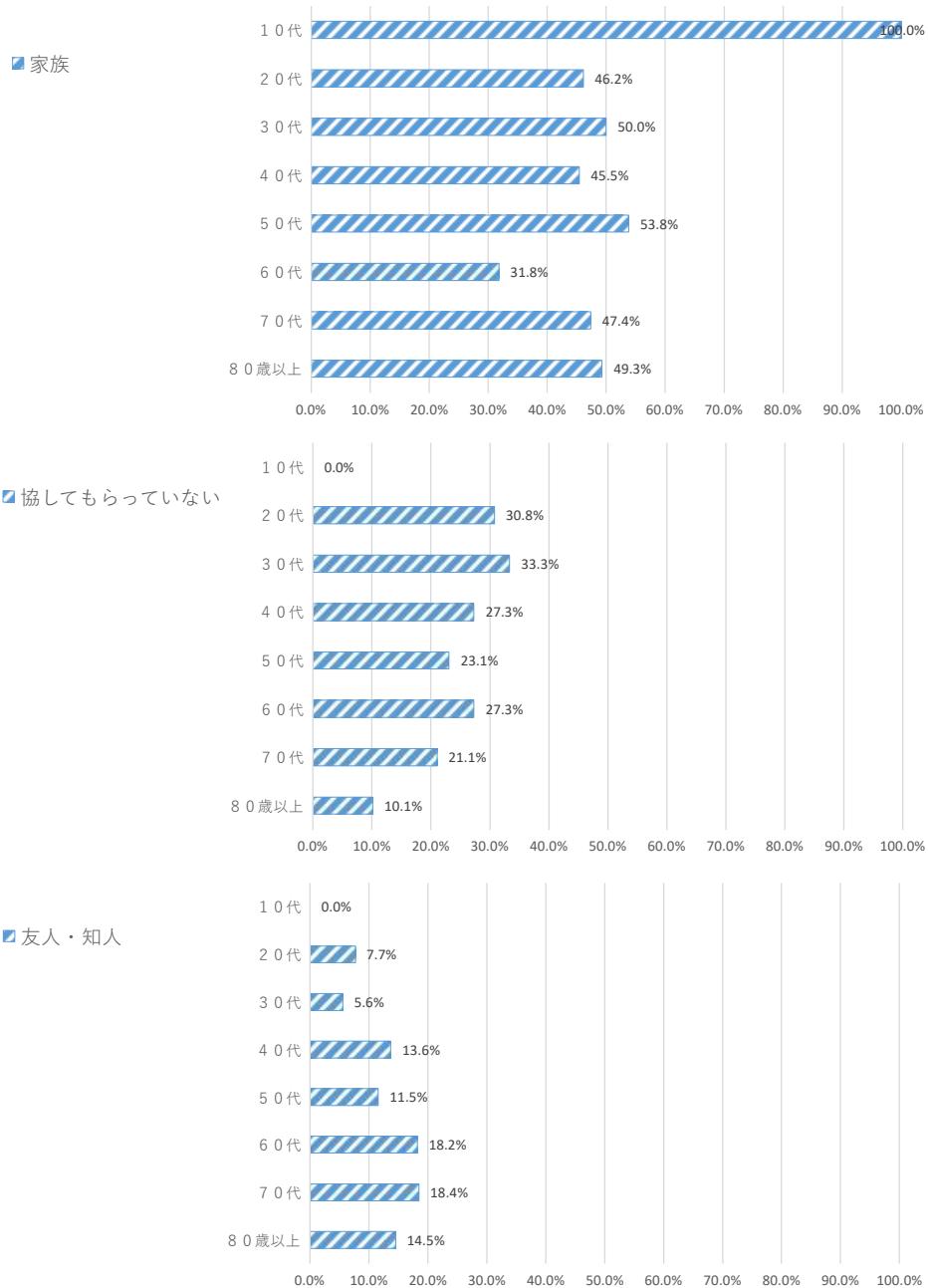
【問5】困った時には誰に協力してもらいましたか。 (あてはまる番号全てに○)

(※問4で、炊事・洗濯・掃除、ごみ出し、外出（通院や買い物）、金銭・経済状況と回答された方のみ回答)

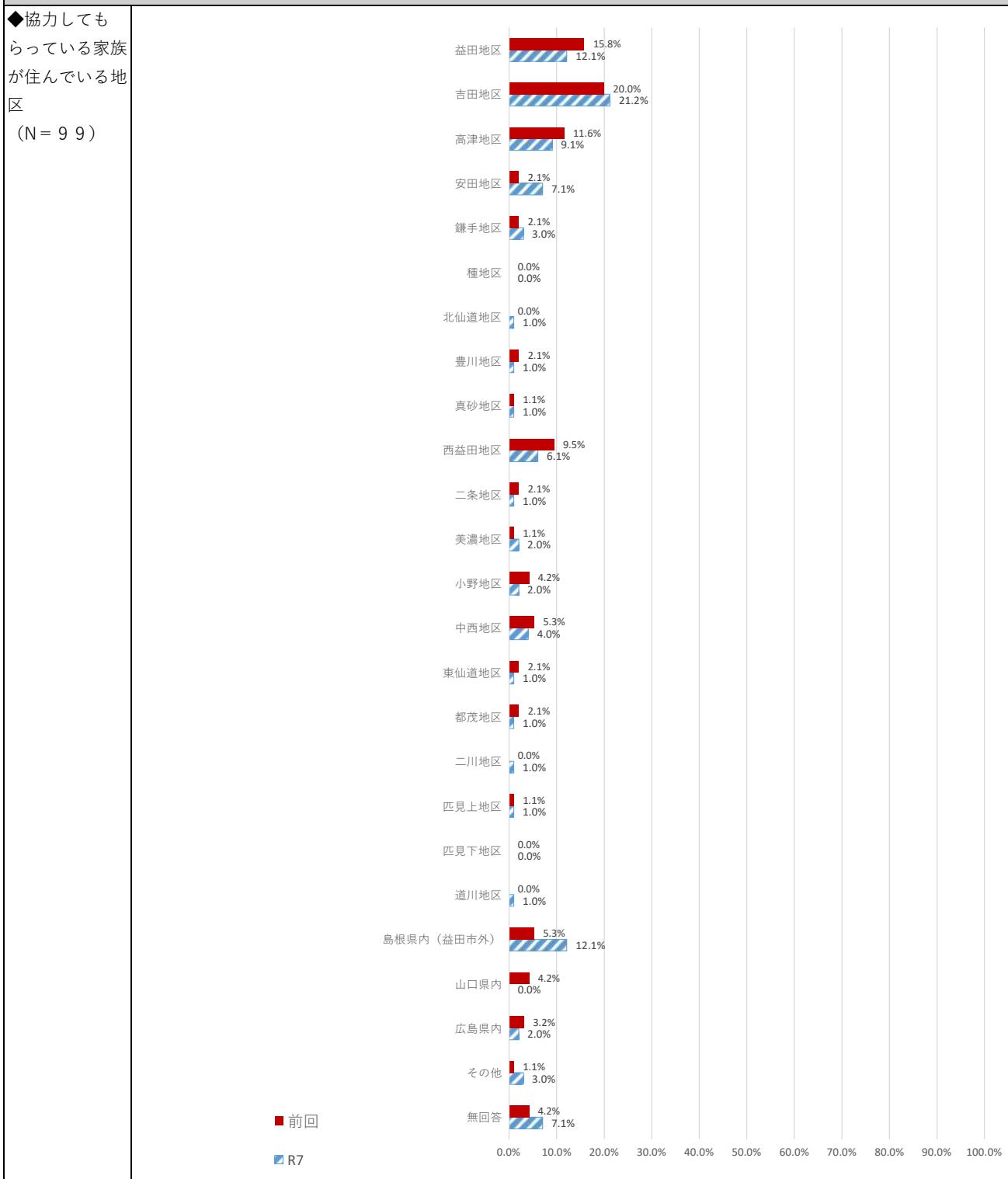
◆困ったときに
協力してもらっ
ている人
(N = 217)



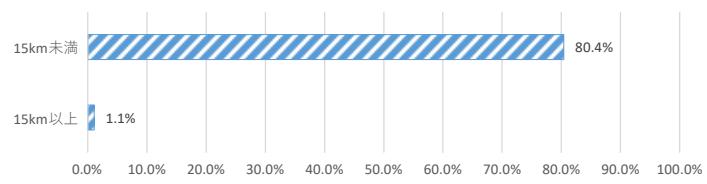
問5で回答率が高い上位3つの選択肢と、その選択肢を選んだ年代毎の割合は次のとおりです。



【問6】協力してくれる家族はどこに住んでいますか。（あてはまる番号1つに○）

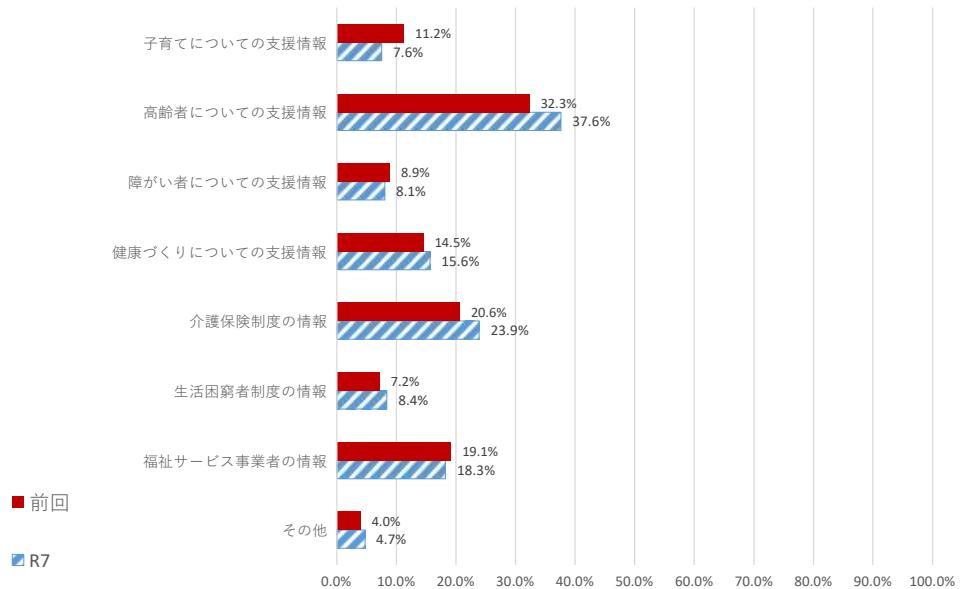


問6で益田市内の地区を回答した81.5%のうち自身が住んでいる地区と家族が住んでいる地区的距離は次のとおりです。

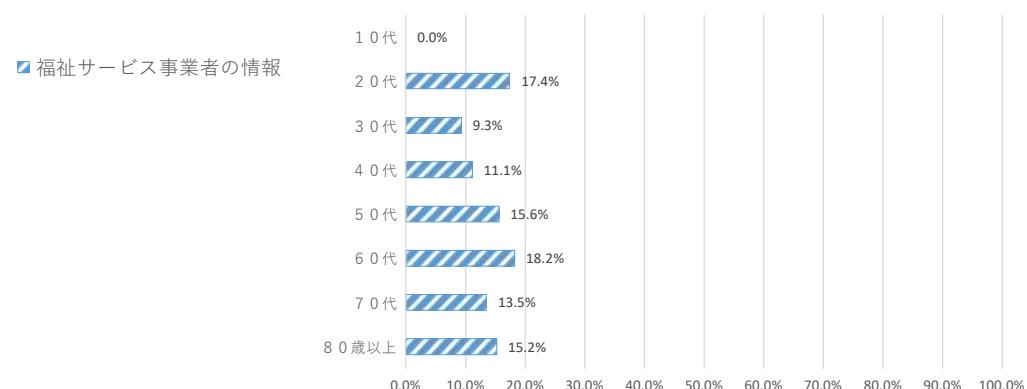
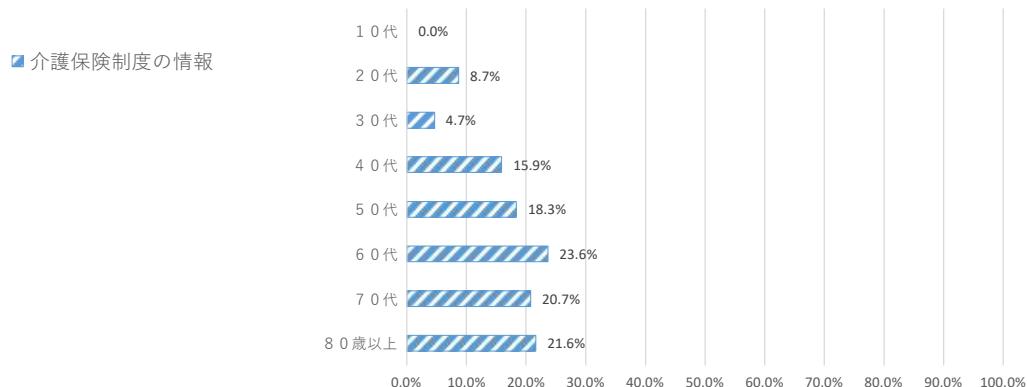
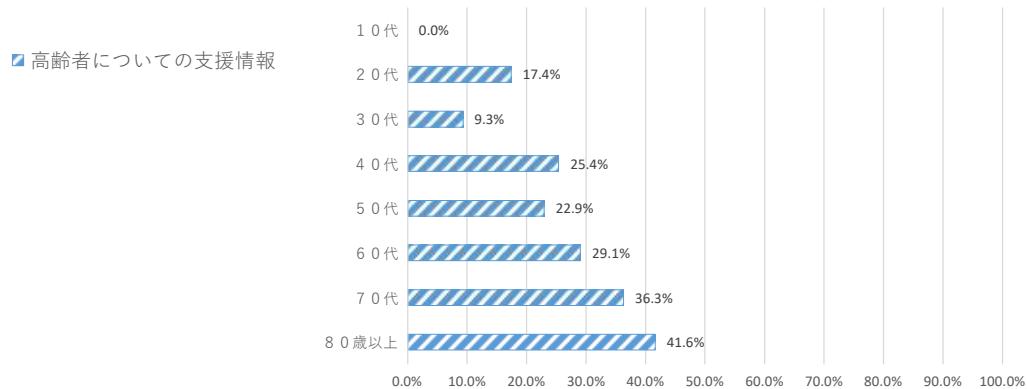


【問7】日常生活を送る上で、知りたい福祉や健康の情報がありますか。（あてはまる番号全てに○）

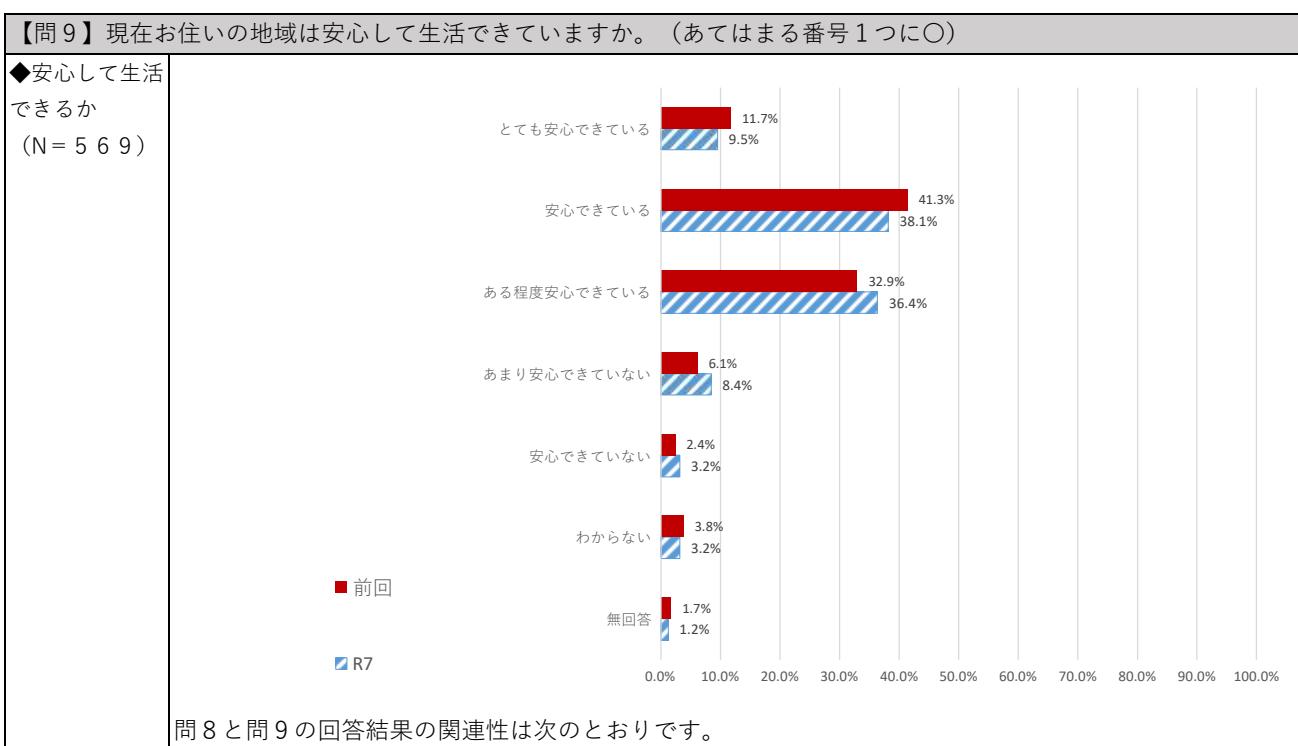
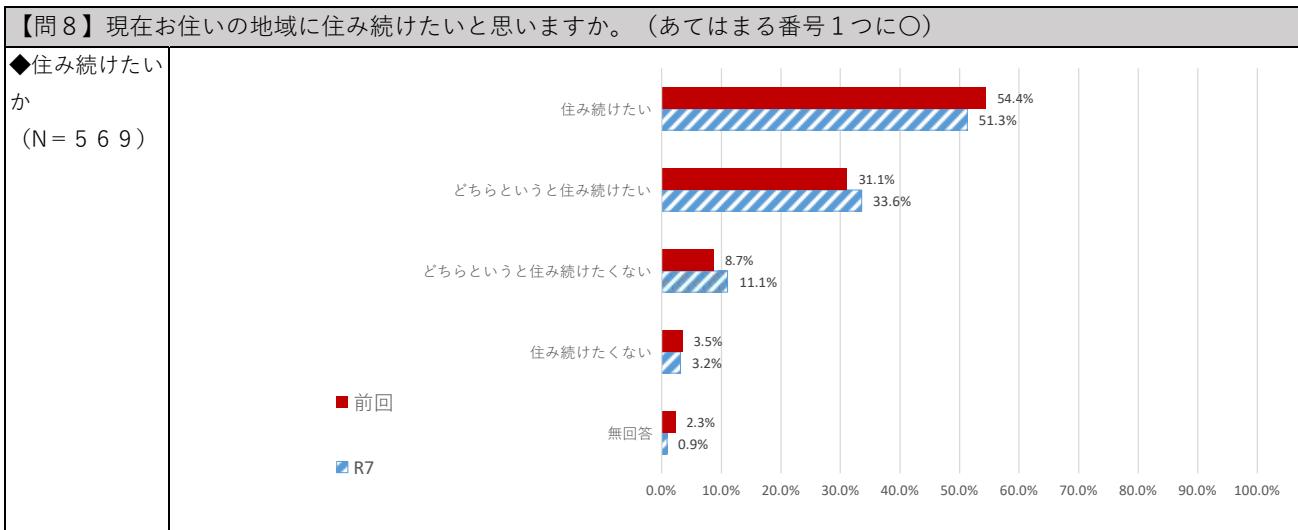
◆知りたい福祉
や健康の情報
(N = 569)



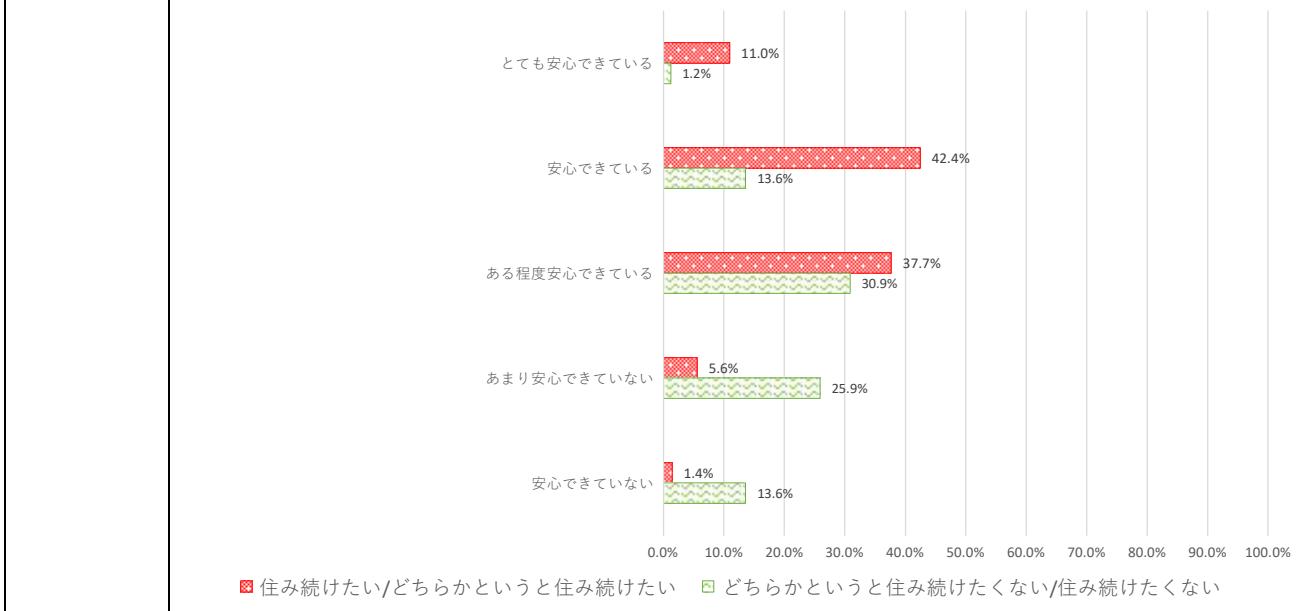
問7で回答率が高い上位3つの選択肢と、その選択肢を選んだ年代毎の割合は次のとおりです。



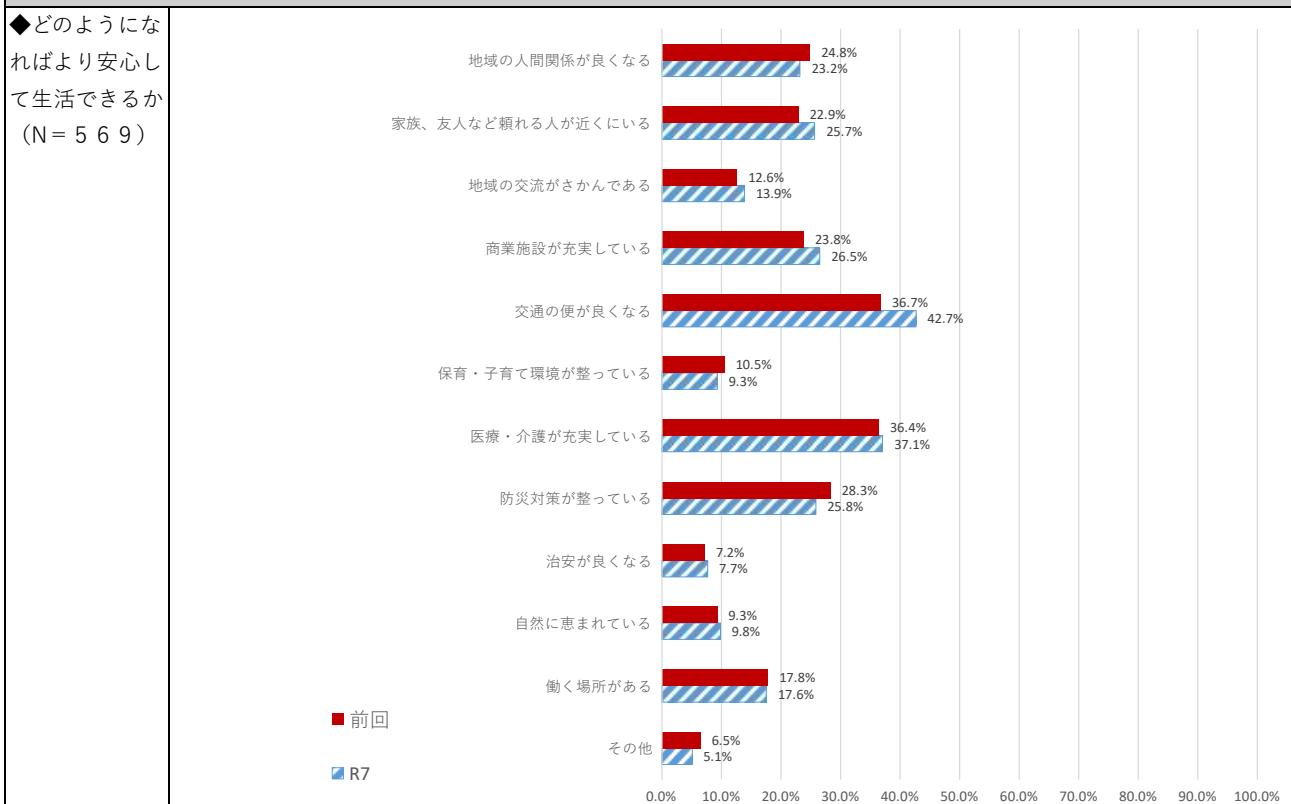
②地域との関係について



問8と問9の回答結果の関連性は次のとおりです。



【問10】現在お住いの地域がどのようになればより安心して生活できると思いますか。（あてはまる番号全てに○）

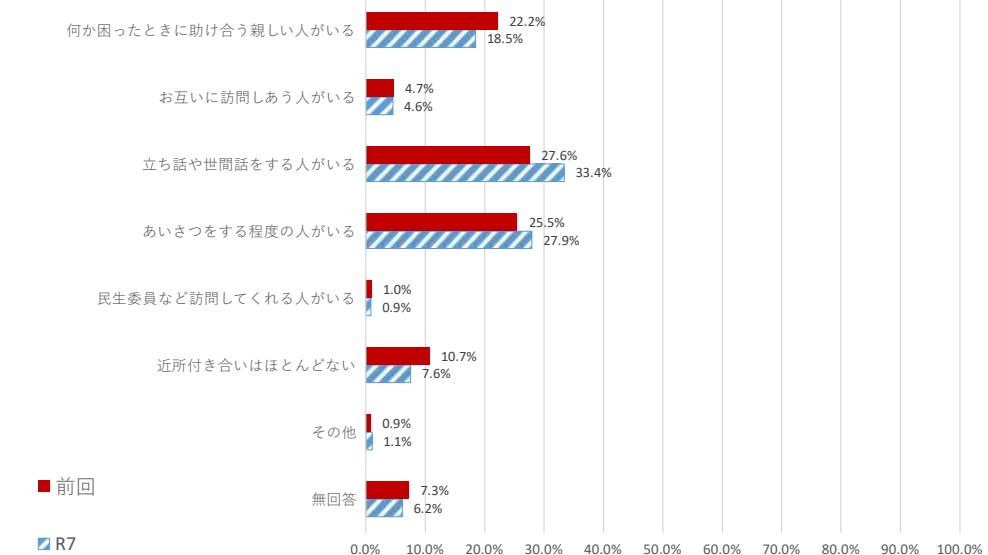


問10で回答率が高い上位3つの選択肢と、その選択肢を選んだ年代毎の割合は次のとおりです。

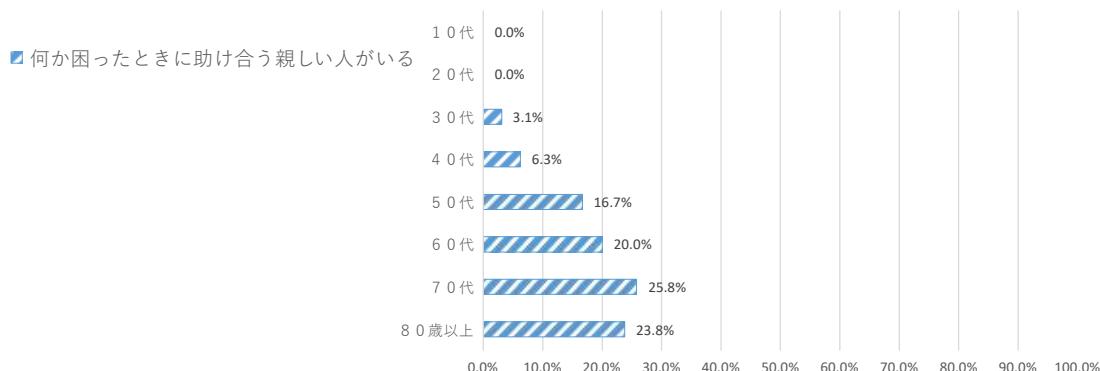
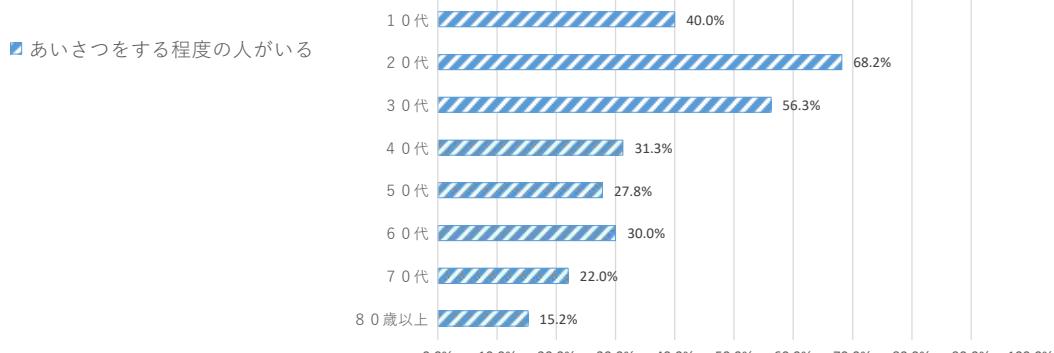


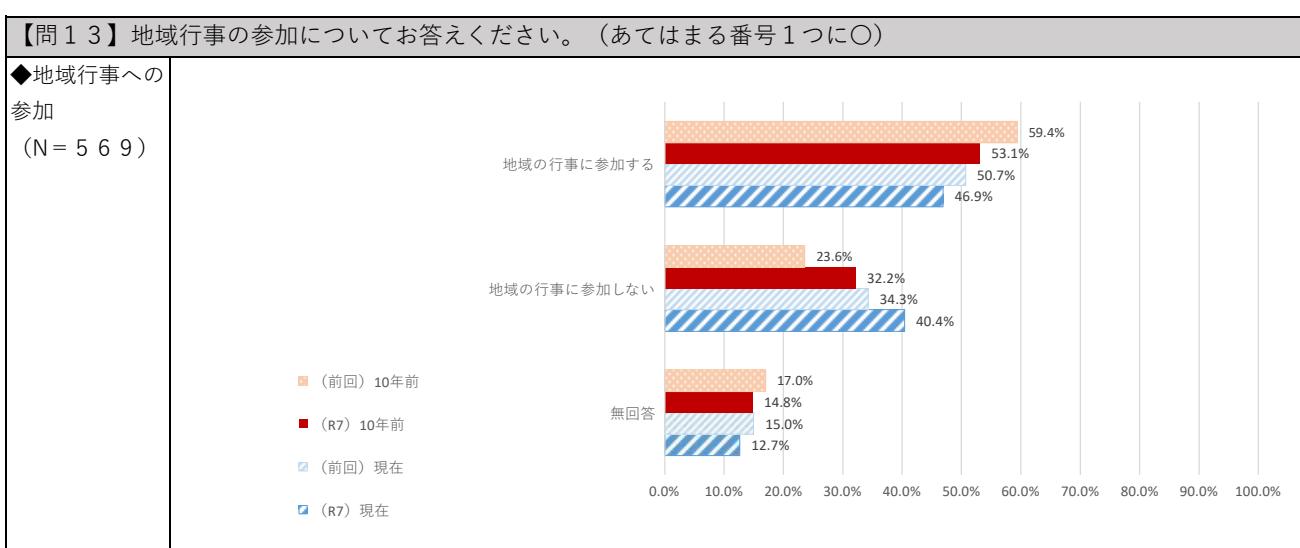
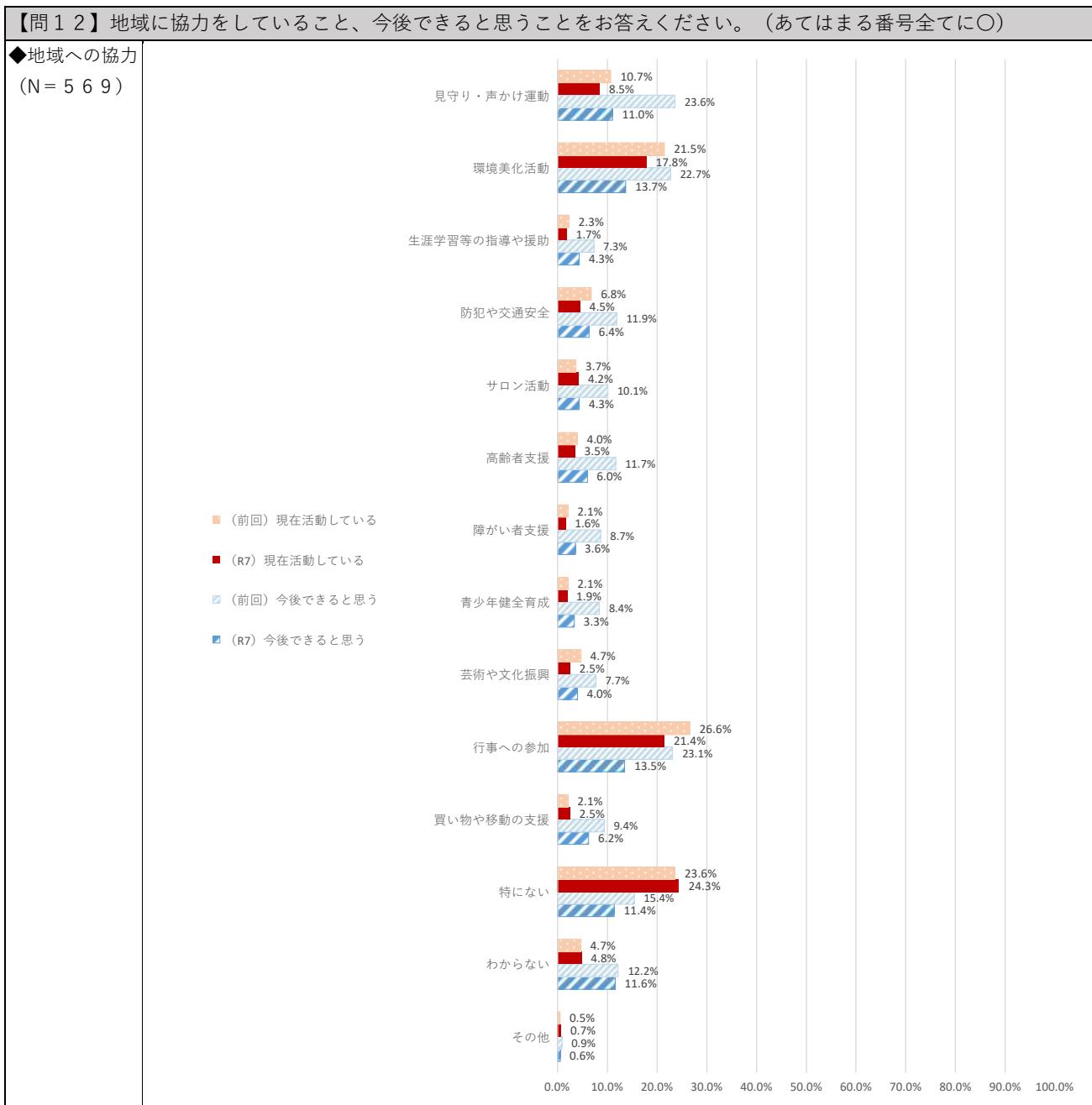
【問11】ご近所の人との関係についてお答えください。（あてはまる番号1つに○）

◆ご近所の人との関係
(N=569)



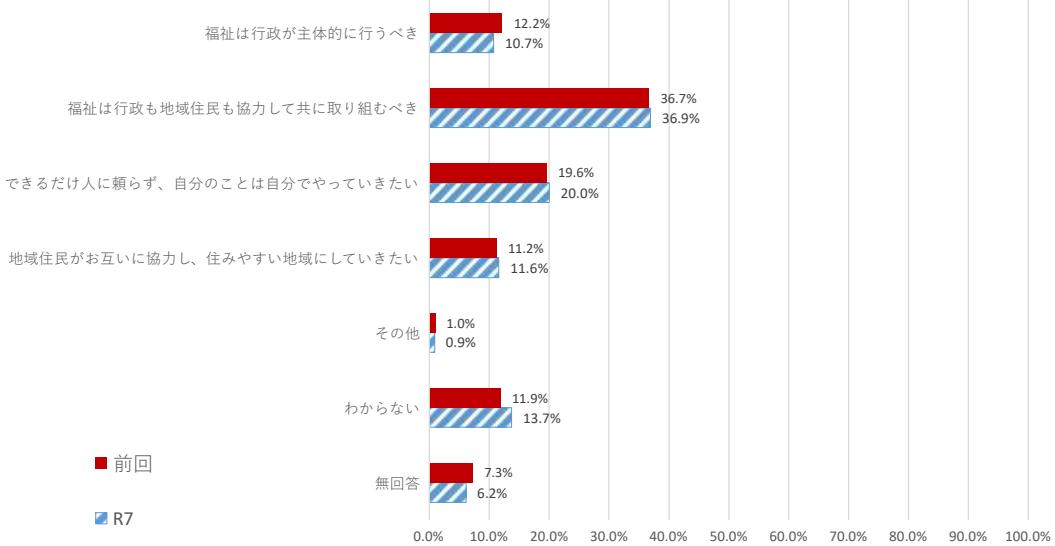
問11で回答率が高い上位3つの選択肢と、その選択肢を選んだ年代毎の割合は次のとおりです。





【問14】お住いの地域における”福祉について”的お考えをお答えください。（あてはまる番号1つに○）

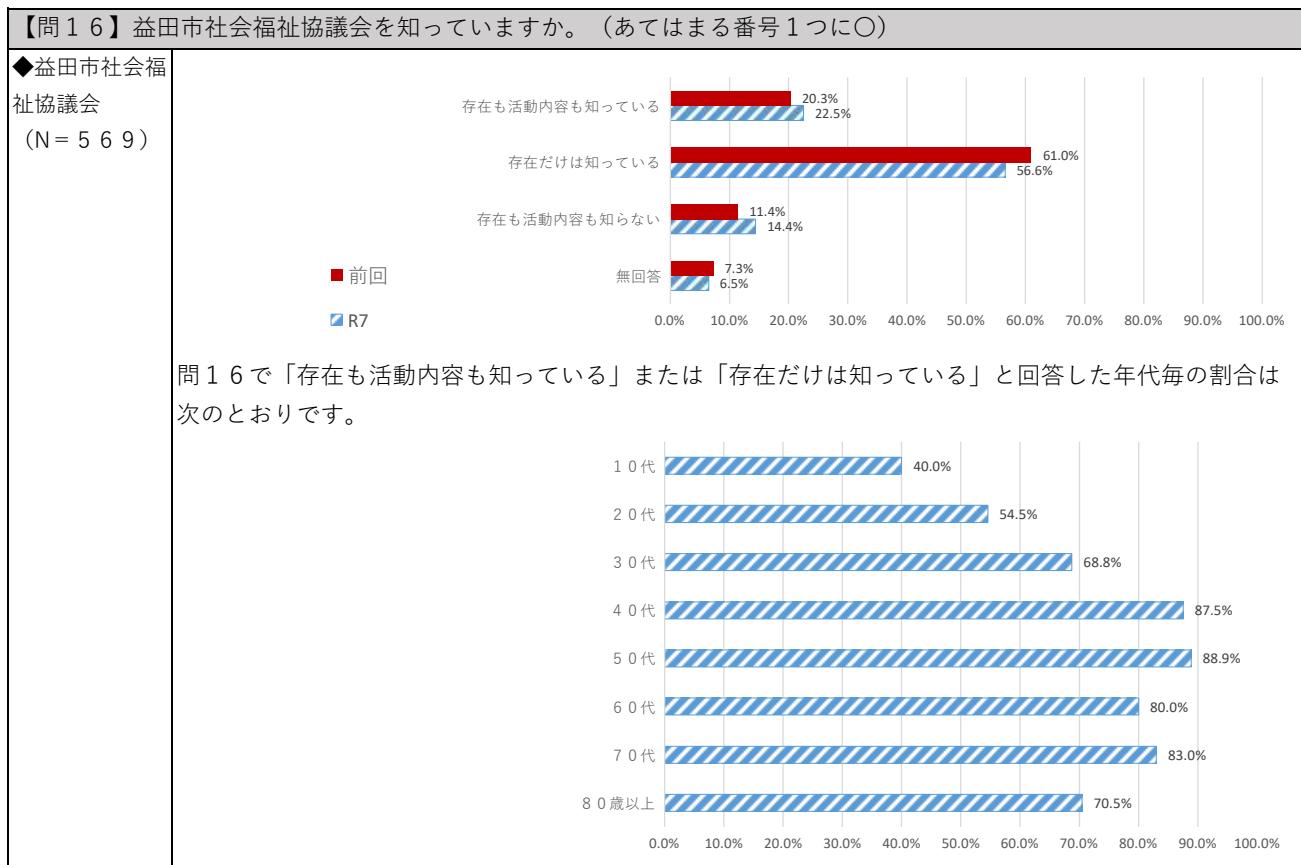
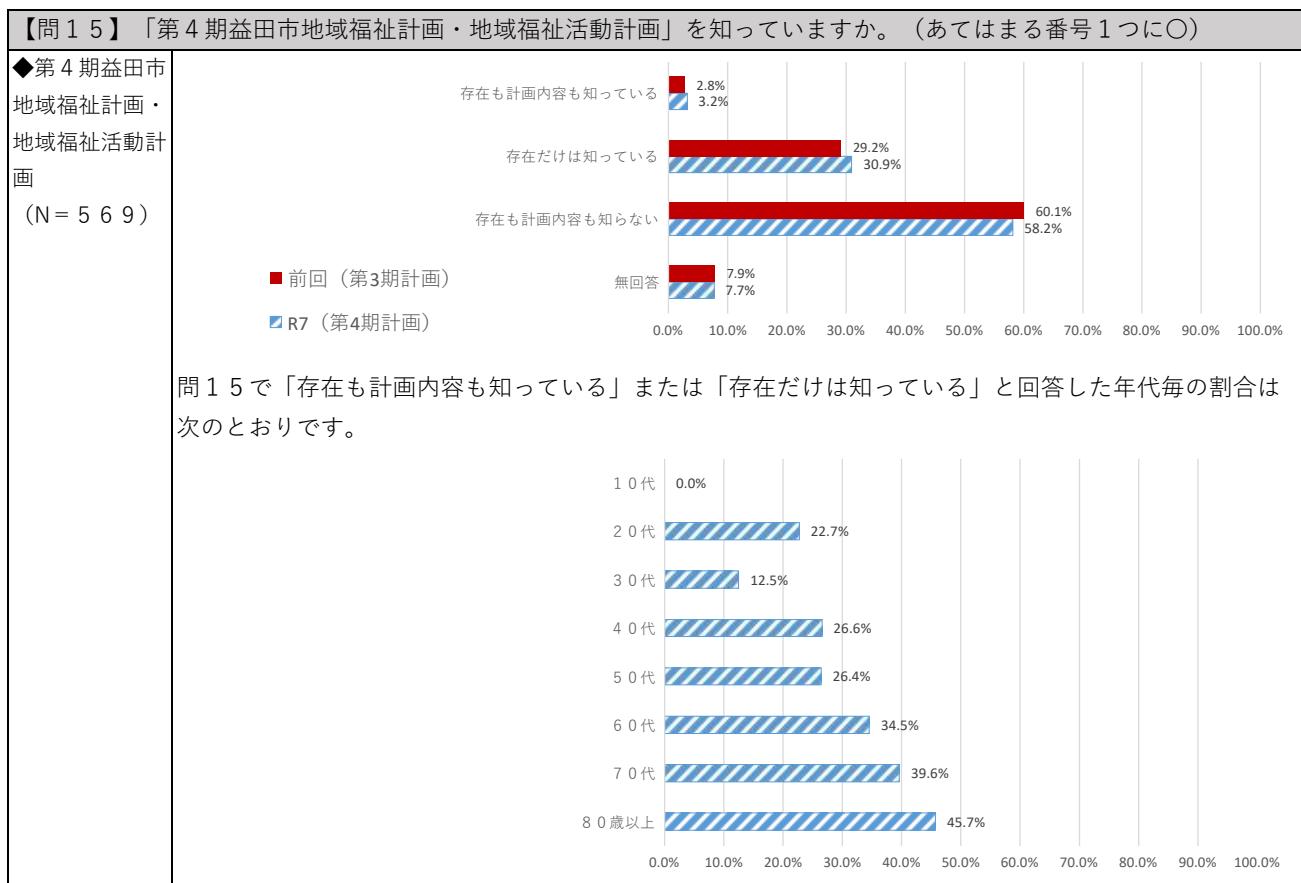
◆福祉について の考え方 (N = 5 6 9)



問14で回答率が高い上位3つの選択肢と、その選択肢を選んだ年代毎の割合は次のとおりです。

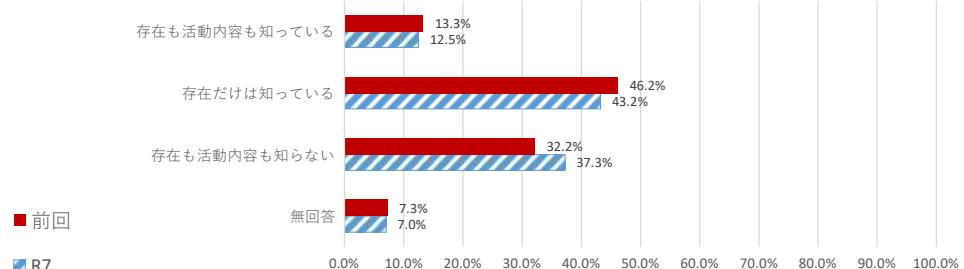


③福祉に関する周知について

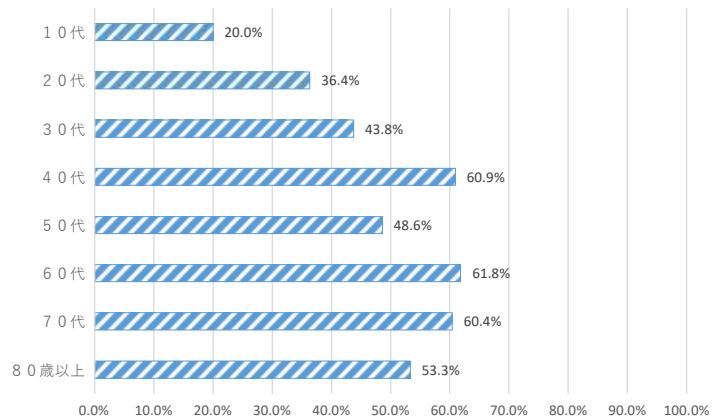


【問17】各地区社会福祉協議会を知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

◆各地区社会
福祉協議会
(N = 569)

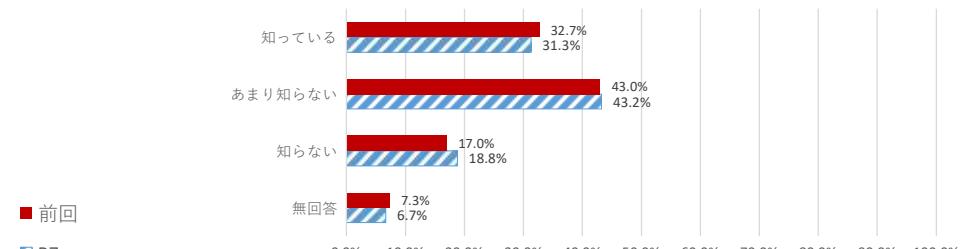


問17で「存在も活動内容も知っている」または「存在だけは知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。

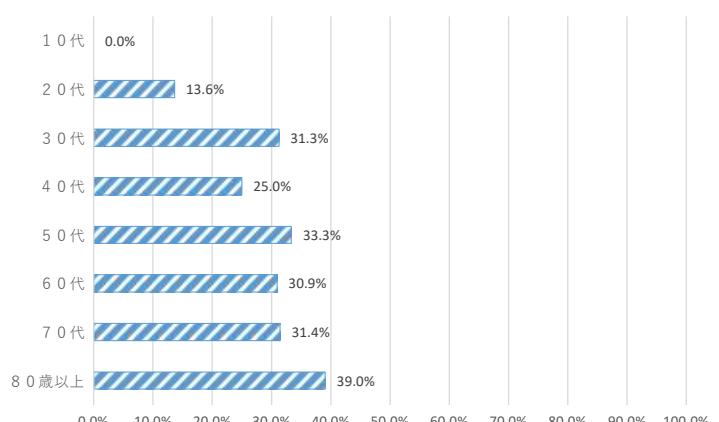


【問18】民生委員・児童委員の活動を知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

◆民生委員・児
童委員
(N = 569)

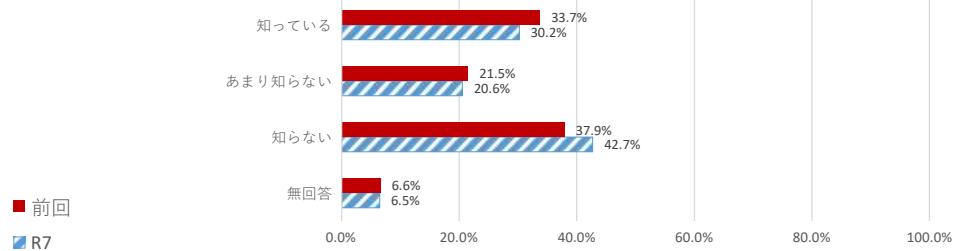


問18で「知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。

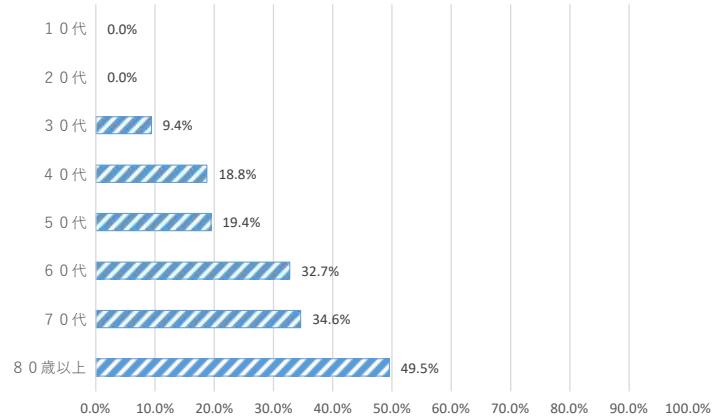


【問19】お住いの地域の担当民生委員・児童委員を知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

◆お住まいの地域の担当民生委員・児童委員
(N=569)



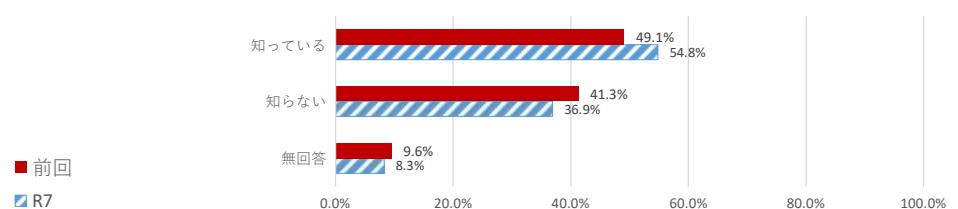
問19で「知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。



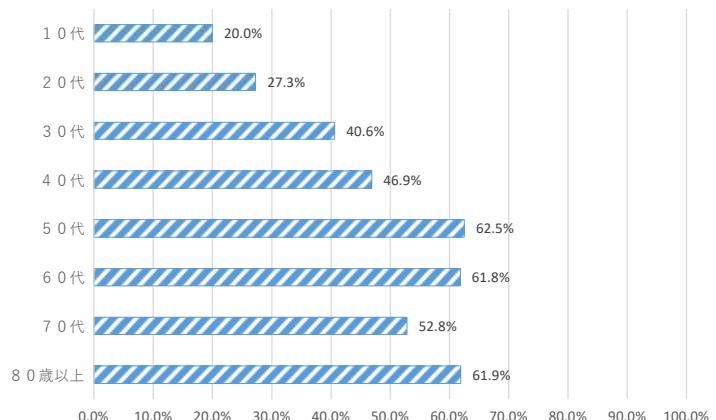
【問20】次の相談窓口を知っていますか。（あてはまる番号1つずつに○）

①地域包括支援センター（高齢者福祉や介護の相談）

◆地域包括支援センター
(N=569)



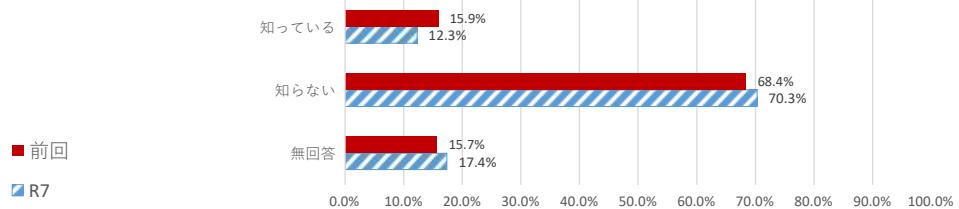
①で「知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。



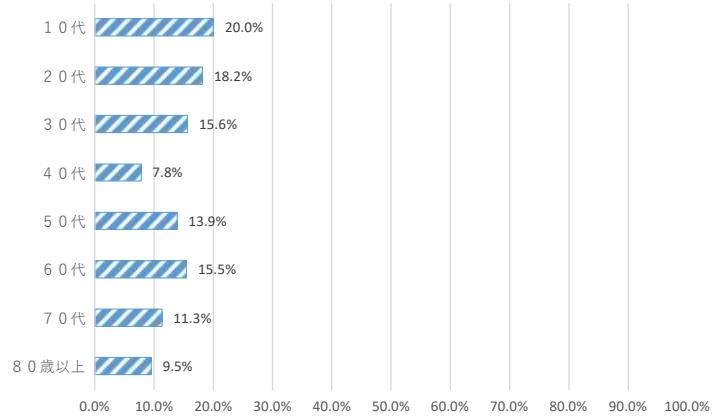
②基幹相談支援センター（障がい者の相談）																												
◆基幹相談支援センター (N = 569)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>前回 (%)</th> <th>R7 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10代</td><td>0.0%</td><td></td></tr> <tr><td>20代</td><td>22.7%</td><td></td></tr> <tr><td>30代</td><td>18.8%</td><td></td></tr> <tr><td>40代</td><td>20.3%</td><td></td></tr> <tr><td>50代</td><td>13.9%</td><td></td></tr> <tr><td>60代</td><td>17.3%</td><td></td></tr> <tr><td>70代</td><td>20.8%</td><td></td></tr> <tr><td>80歳以上</td><td>8.6%</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年代	前回 (%)	R7 (%)	10代	0.0%		20代	22.7%		30代	18.8%		40代	20.3%		50代	13.9%		60代	17.3%		70代	20.8%		80歳以上	8.6%	
年代	前回 (%)	R7 (%)																										
10代	0.0%																											
20代	22.7%																											
30代	18.8%																											
40代	20.3%																											
50代	13.9%																											
60代	17.3%																											
70代	20.8%																											
80歳以上	8.6%																											
②で「知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。																												
◆子育て世代包括支援センター (N = 569)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>前回 (%)</th> <th>R7 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10代</td><td>0.0%</td><td></td></tr> <tr><td>20代</td><td>28.5%</td><td>22.1%</td></tr> <tr><td>30代</td><td>54.4%</td><td>59.9%</td></tr> <tr><td>40代</td><td>17.1%</td><td>17.9%</td></tr> </tbody> </table>	年代	前回 (%)	R7 (%)	10代	0.0%		20代	28.5%	22.1%	30代	54.4%	59.9%	40代	17.1%	17.9%												
年代	前回 (%)	R7 (%)																										
10代	0.0%																											
20代	28.5%	22.1%																										
30代	54.4%	59.9%																										
40代	17.1%	17.9%																										
③で「知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。																												
◆子育て世代包括支援センター (N = 569)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>前回 (%)</th> <th>R7 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10代</td><td>0.0%</td><td></td></tr> <tr><td>20代</td><td>31.8%</td><td></td></tr> <tr><td>30代</td><td>50.0%</td><td></td></tr> <tr><td>40代</td><td>26.6%</td><td></td></tr> <tr><td>50代</td><td>34.7%</td><td></td></tr> <tr><td>60代</td><td>30.0%</td><td></td></tr> <tr><td>70代</td><td>13.8%</td><td></td></tr> <tr><td>80歳以上</td><td>5.7%</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年代	前回 (%)	R7 (%)	10代	0.0%		20代	31.8%		30代	50.0%		40代	26.6%		50代	34.7%		60代	30.0%		70代	13.8%		80歳以上	5.7%	
年代	前回 (%)	R7 (%)																										
10代	0.0%																											
20代	31.8%																											
30代	50.0%																											
40代	26.6%																											
50代	34.7%																											
60代	30.0%																											
70代	13.8%																											
80歳以上	5.7%																											

④あんしん生活支援センター（生活困窮等の相談）

◆あんしん生活
支援センター
(N = 569)



④で「知っている」と回答した年代毎の割合は次のとおりです。



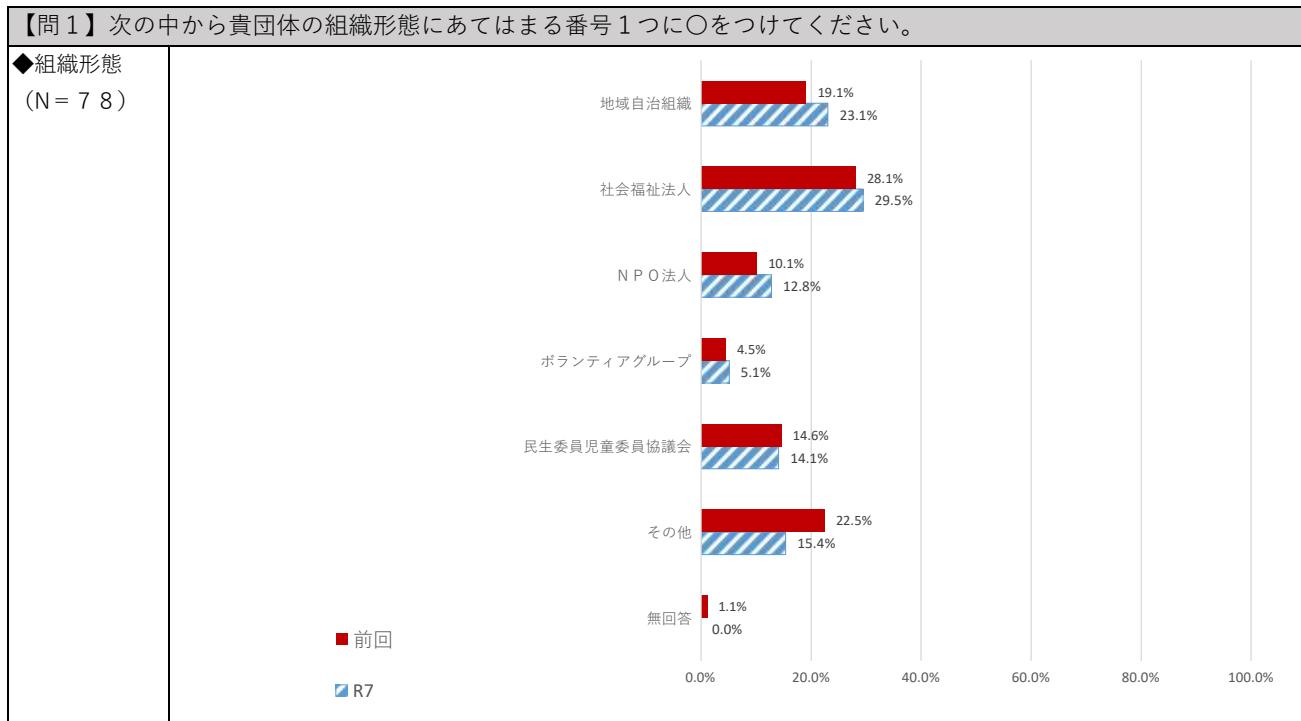
(2) 事業者アンケート調査結果

i 調査概要

調査対象	益田市内で福祉サービスや地域福祉活動を実施する団体
調査時期	令和7年5月～6月
調査項目	「団体の概要」、「団体の活動」、「団体と地域の関わり」、「今後の活動意向」
配布数、回答数	配布数：105事業所 回答数：78事業所 回収率：74.3%

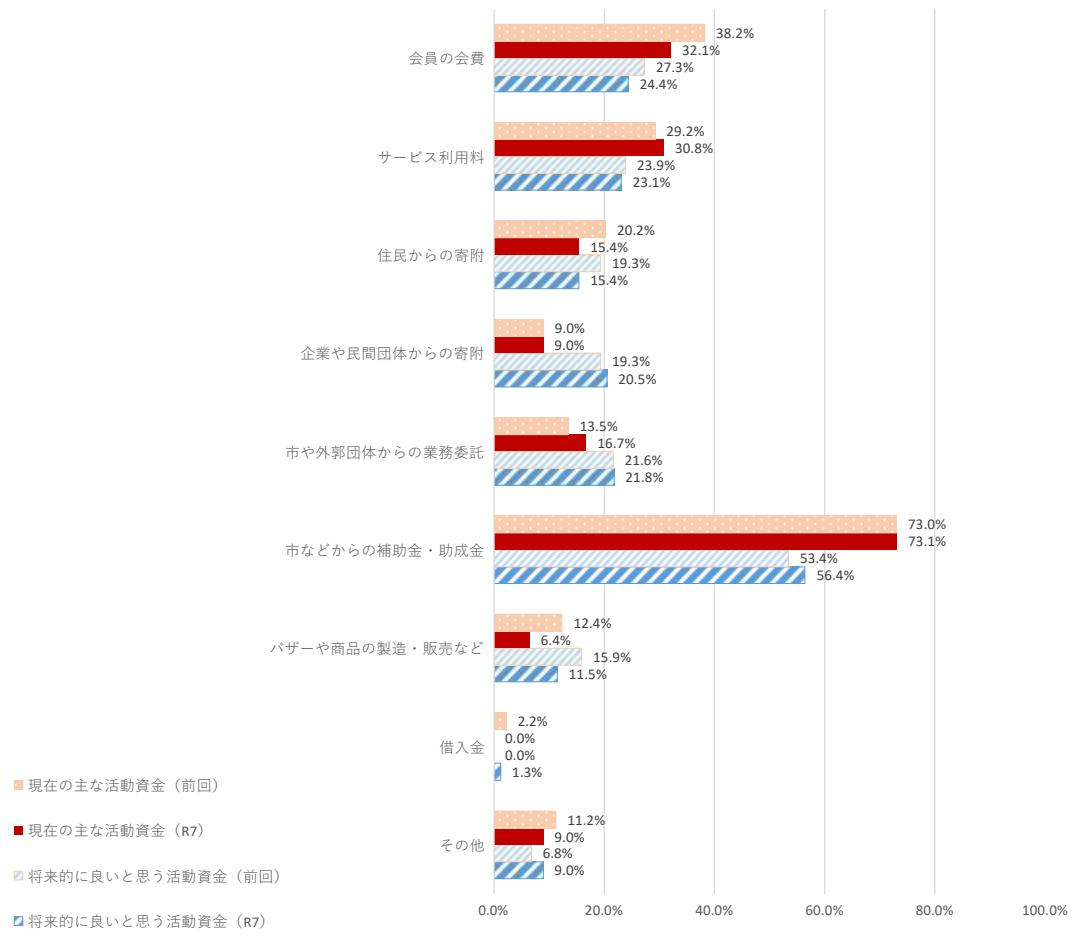
ii 集計結果

①団体の概要について



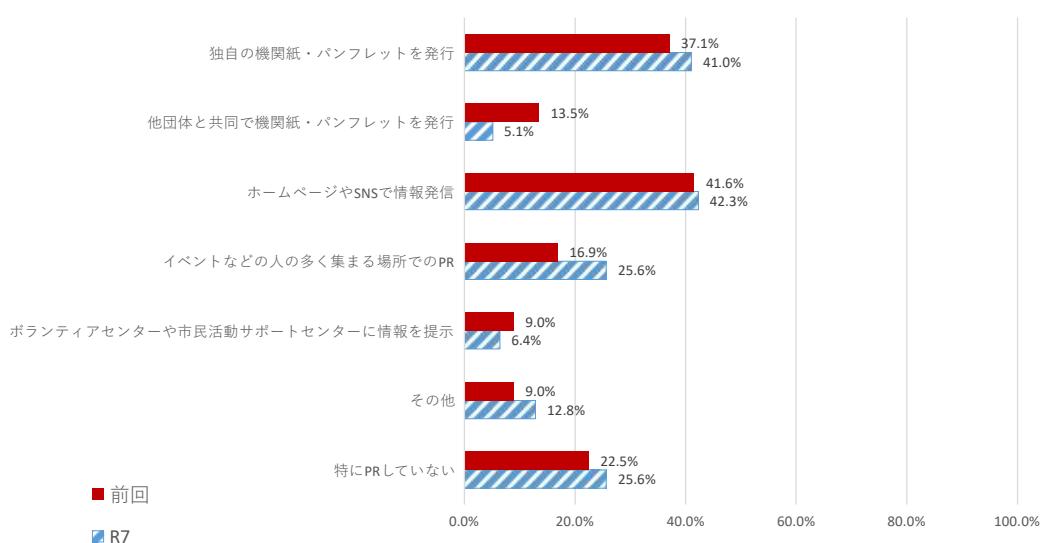
**【問2】貴団体の活動資金は何ですか。また、活動資金を得るため将来的にはどのような方法が良いとお考えですか。
(あてはまる番号それぞれ全てに○)**

◆活動資金
(N = 78)

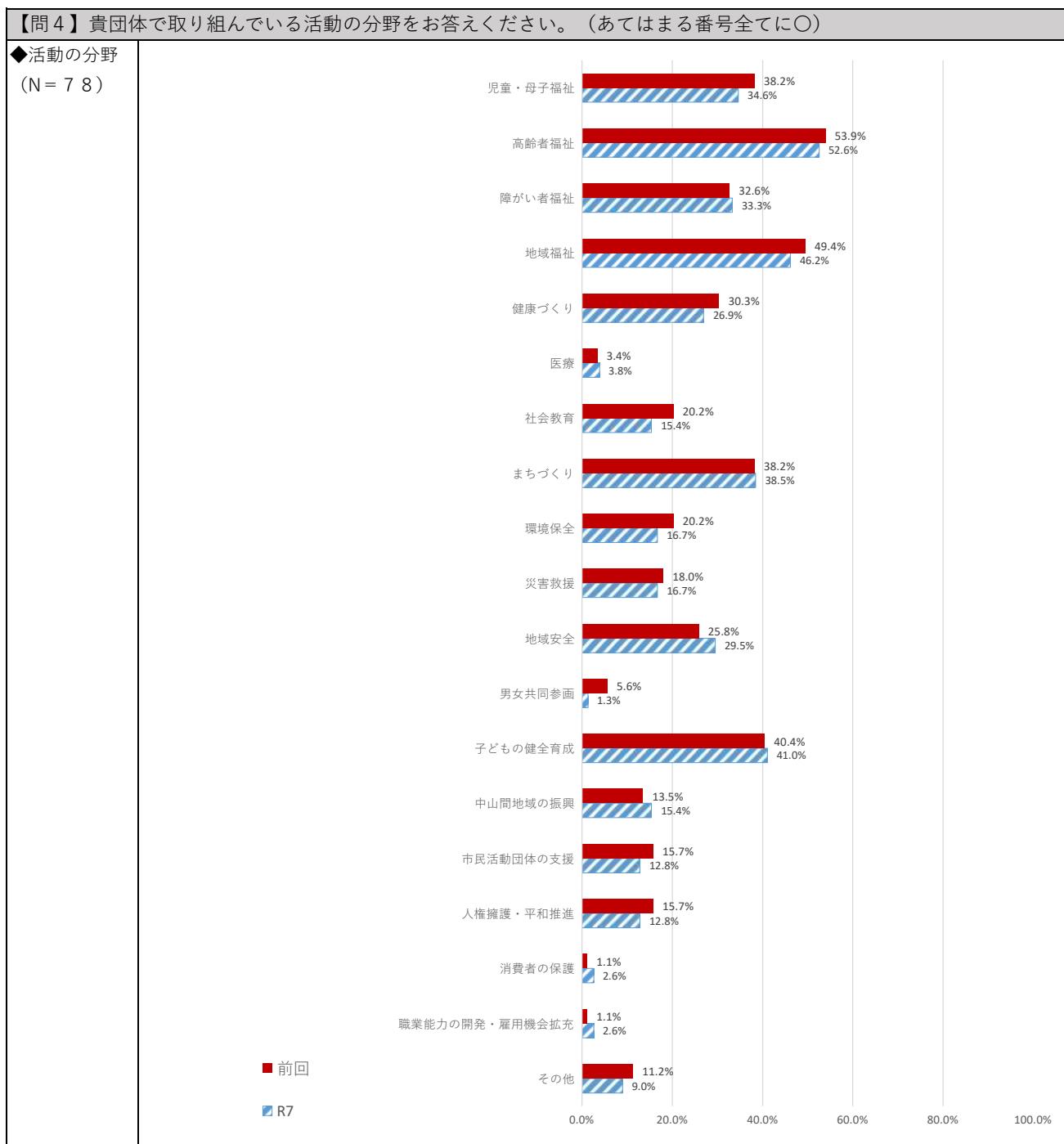


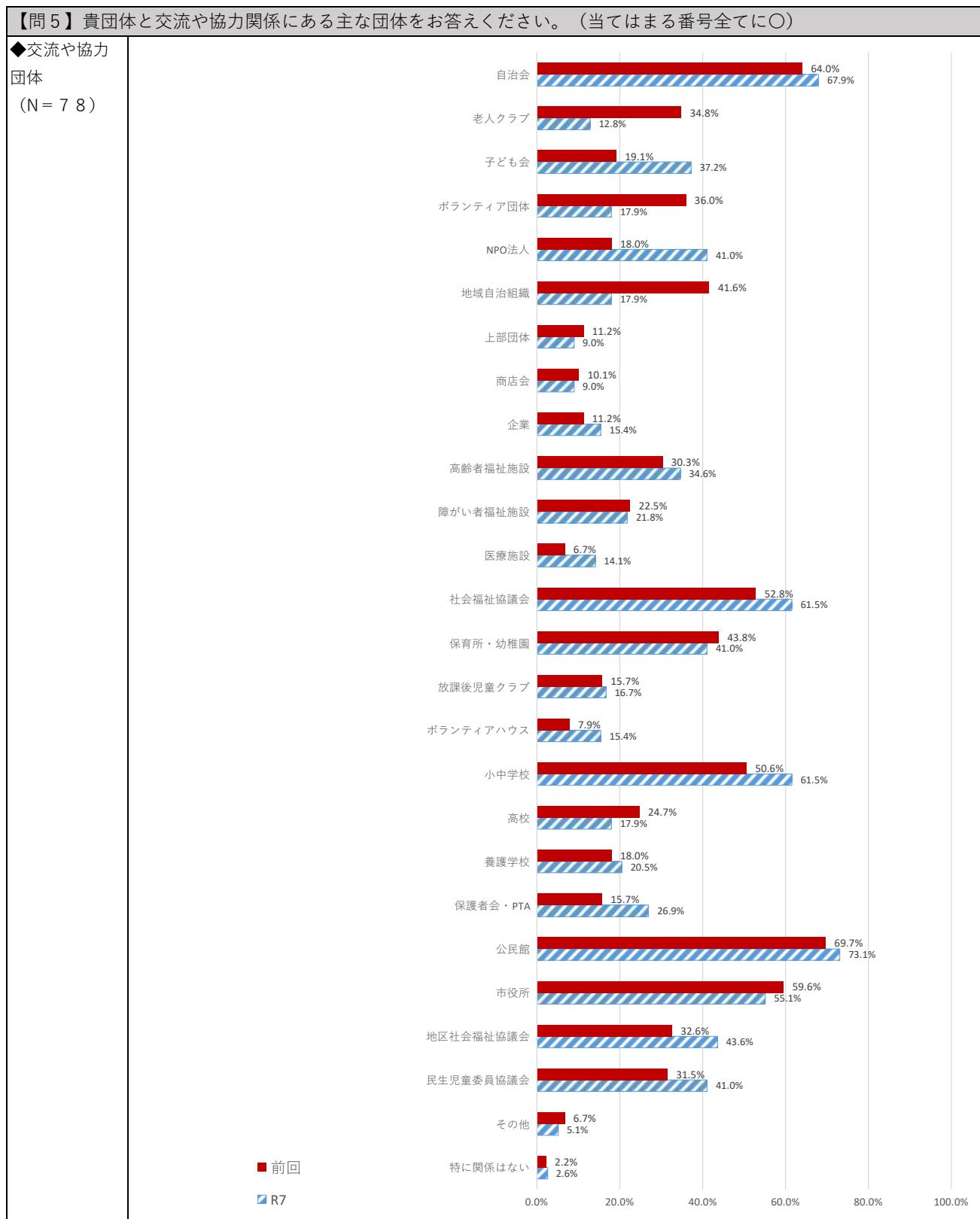
**【問3】活動（事業）のPR、職員やボランティアの募集などは、どのような方法で行っていますか。
(あてはまる番号全てに○)**

◆PR、募集方
法
(N = 78)

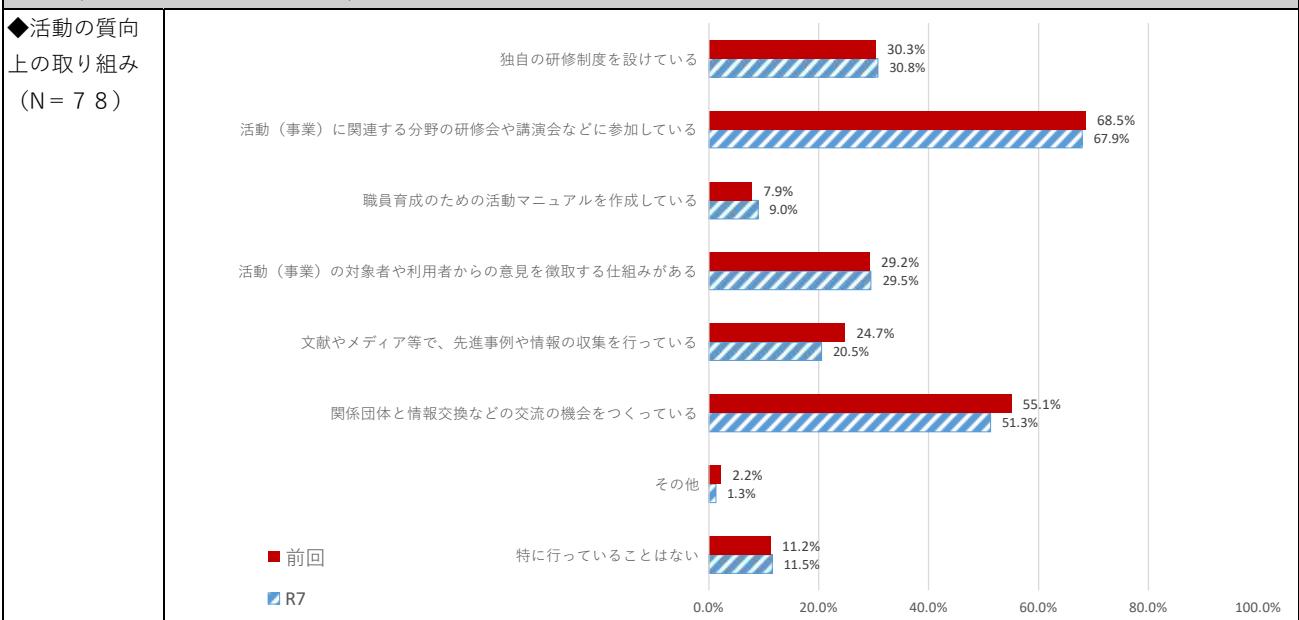


②団体の活動について





**【問6－1】貴団体では活動の質（サービスや職員の質）を向上させるためにどのような取り組みを行っていますか。
(あてはまる番号全てに○)**

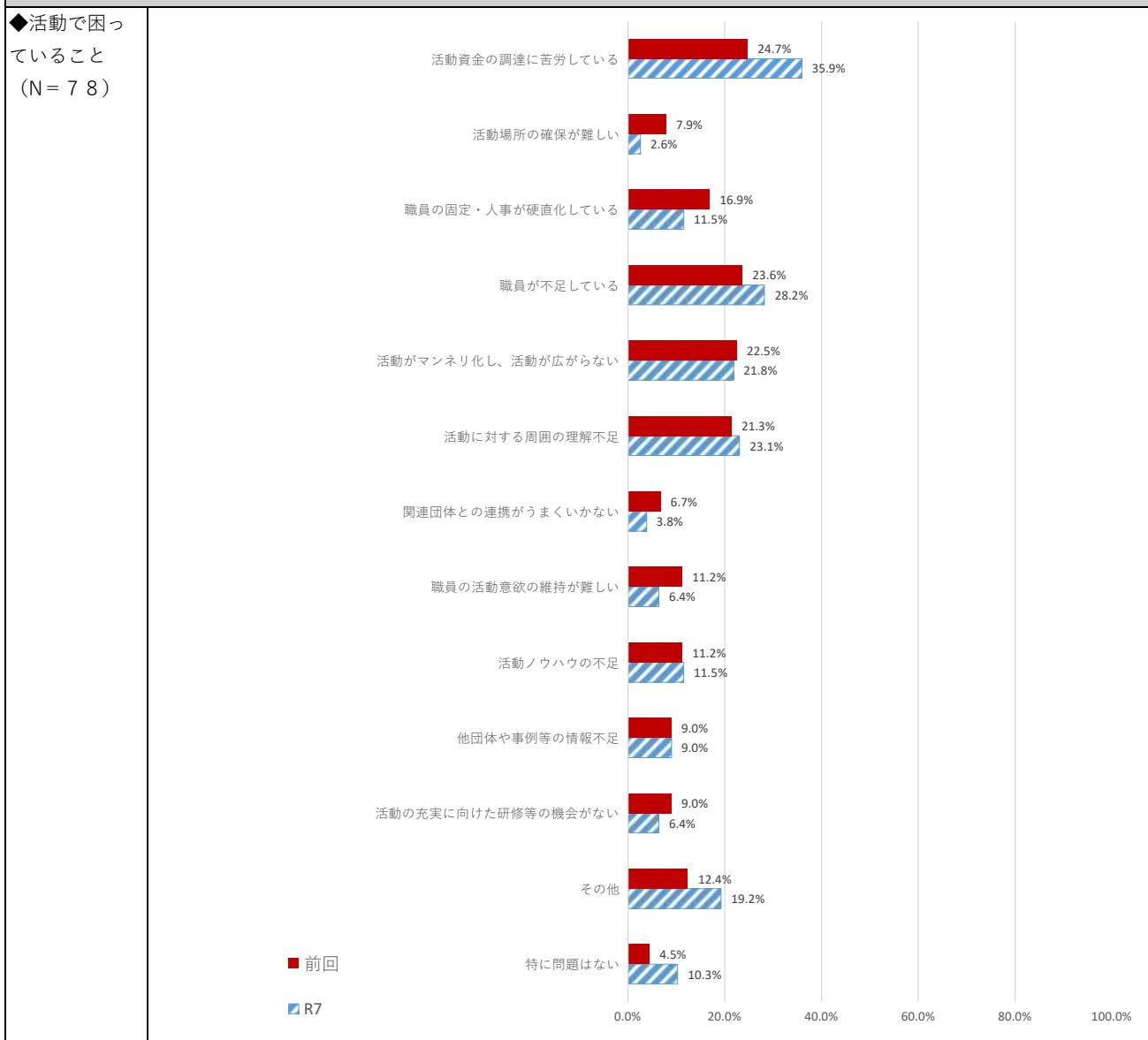


【問6－2】"問6－1"の取り組みについて、具体的な事例などがあれば記入してください。

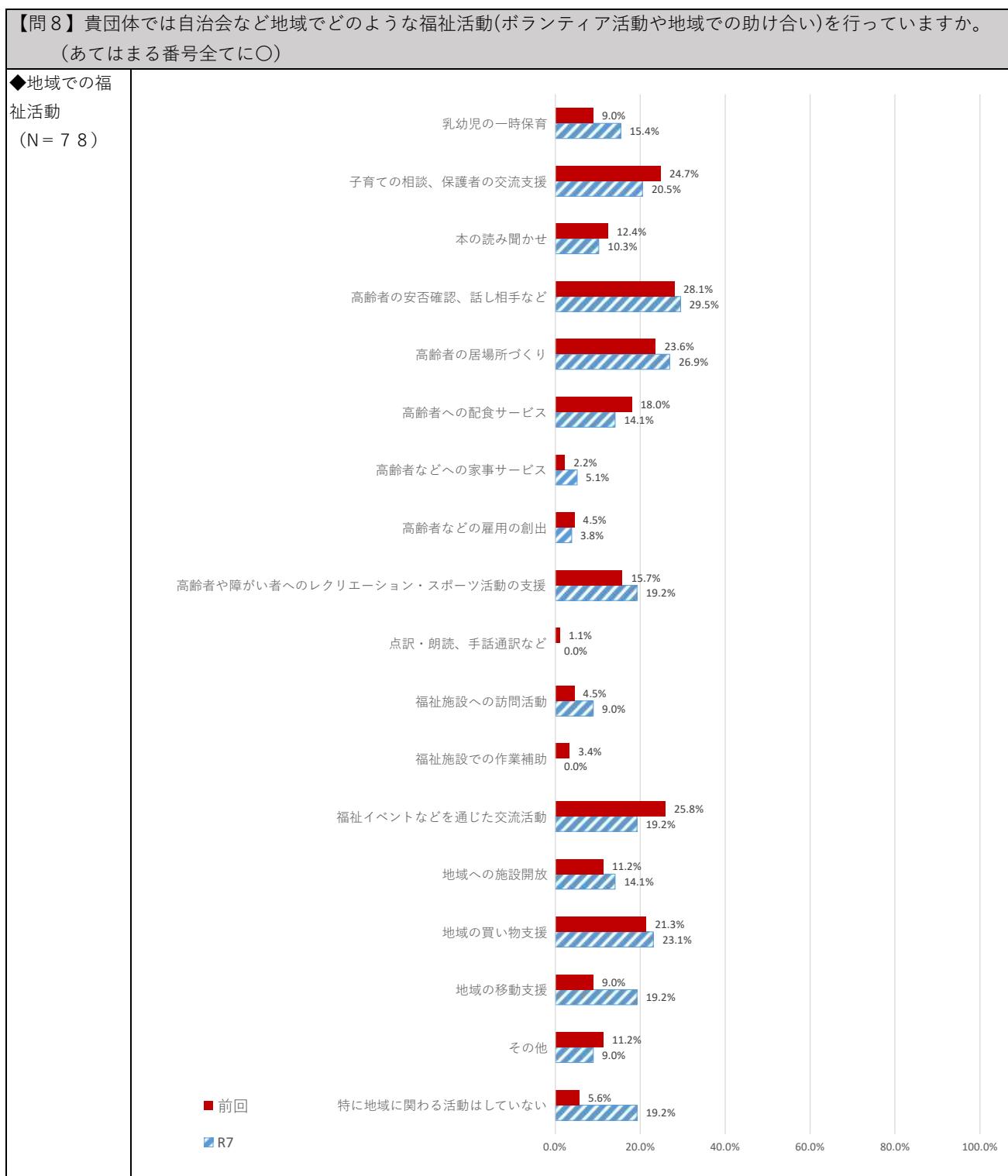
◆取り組みの具体的な事例

- ◎地域住民を対象にして講師を招いて独自の研修会を開催した。「人との繋がりの大切さ」について学んだ。
益田市等が開催する自治組織向けの研修会へ参加した。
- ◎職員の持つ資格や技術、経験に応じた研修会などに参加したり、人権意識を高めるため人権・権利擁護などの研修会にも積極的に参加している。
- ◎イベント開催後に参加者へアンケート調査実施。
- ◎他団体等で発生した問題や自施設において発生した問題に対して、その都度職員間でグループワークにより改善策や解決策を話し合っている。
関連分野の研修会や講演会などの情報を受け取った場合、必要に応じて参加するようにしている。
- ◎研修会、勉強会等による技量の向上を図っている。
- ◎同じ業種の方と交流することで情報交換ができる、自施設にも取り入れることができる。
研修に参加すること、会に参加することで新しい情報が得られている。成功例、失敗例（外国人雇用）についても参考にしている。
- ◎各種団体や地区のサロンに対して助成金を交付し、活動がしやすいように支援している。
- ◎月1回の定例会で研修会等を開催している。
- ◎月1回の定例会で困ったこと、対応策を発表。全体で意見交換し、意識向上を図っている。

【問7】貴団体の活動を行ううえで、困っていることはありますか。（あてはまる番号全てに○）



③団体と地域の関わりについて



【問9】貴団体が行っている地域福祉活動（問8で○をつけた活動）はどのような形態ですか。 (あてはまる番号全てに○)																																									
【問10】地域活動を行う場合は、どのような形態で行うのが望ましいと思いますか。 (あてはまる番号全てに○)																																									
◆地域福祉活動を行う形態 (N = 78)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>【問9】現在の地域福祉活動の形態 (前回)</th> <th>【問9】現在の地域福祉活動の形態 (R7)</th> <th>【問10】望ましい地域福祉活動の形態 (前回)</th> <th>【問10】望ましい地域福祉活動の形態 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無償で行う</td> <td>61.8%</td> <td>55.1%</td> <td>32.6%</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>交通費などの実費</td> <td>12.4%</td> <td>11.5%</td> <td>33.7%</td> <td>29.5%</td> </tr> <tr> <td>一定の報酬を受け取り行う</td> <td>11.2%</td> <td>16.7%</td> <td>19.1%</td> <td>28.2%</td> </tr> <tr> <td>地域通貨やボランティア券など、助け合いを交換し合う仕組みで活動している</td> <td>1.1%</td> <td>1.3%</td> <td>11.2%</td> <td>10.3%</td> </tr> <tr> <td>近所や仲間同士などでお互いの助け合いとして行っている</td> <td>12.4%</td> <td>9.0%</td> <td>20.2%</td> <td>20.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.6%</td> <td>2.6%</td> <td>2.2%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>5.6%</td> <td>12.8%</td> <td>5.6%</td> <td>12.8%</td> </tr> </tbody> </table>	Category	【問9】現在の地域福祉活動の形態 (前回)	【問9】現在の地域福祉活動の形態 (R7)	【問10】望ましい地域福祉活動の形態 (前回)	【問10】望ましい地域福祉活動の形態 (R7)	無償で行う	61.8%	55.1%	32.6%	34.6%	交通費などの実費	12.4%	11.5%	33.7%	29.5%	一定の報酬を受け取り行う	11.2%	16.7%	19.1%	28.2%	地域通貨やボランティア券など、助け合いを交換し合う仕組みで活動している	1.1%	1.3%	11.2%	10.3%	近所や仲間同士などでお互いの助け合いとして行っている	12.4%	9.0%	20.2%	20.5%	その他	5.6%	2.6%	2.2%	1.3%	わからない	5.6%	12.8%	5.6%	12.8%
Category	【問9】現在の地域福祉活動の形態 (前回)	【問9】現在の地域福祉活動の形態 (R7)	【問10】望ましい地域福祉活動の形態 (前回)	【問10】望ましい地域福祉活動の形態 (R7)																																					
無償で行う	61.8%	55.1%	32.6%	34.6%																																					
交通費などの実費	12.4%	11.5%	33.7%	29.5%																																					
一定の報酬を受け取り行う	11.2%	16.7%	19.1%	28.2%																																					
地域通貨やボランティア券など、助け合いを交換し合う仕組みで活動している	1.1%	1.3%	11.2%	10.3%																																					
近所や仲間同士などでお互いの助け合いとして行っている	12.4%	9.0%	20.2%	20.5%																																					
その他	5.6%	2.6%	2.2%	1.3%																																					
わからない	5.6%	12.8%	5.6%	12.8%																																					
【問11】貴団体が今後取り組みたい地域活動はどのようなものですか。自由に記入してください。 (現在取り組みはじめていることでも結構です。)																																									
<p>◆取り組みたい地域活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎将来的に地域住民が主体となって行う交通システムを行っていきたい。買い物、通院等で利用するためのもの。 ◎移送（移動支援）、雇用の創出、移住・定住の支援。 ◎今のところ考えていない。 ◎福祉の相談窓口を設けているが、地域の方々に浸透していない。今後周知に取り組んでいきたい。 ◎災害に強い地域社会の創出。 ◎認知症の方が増えてくる地域を福祉施設としてどう支えていくか、何かの形で取り組みたい。 ◎移動手段の確保。 ◎高齢化社会にあって、お弁当の配達時、地域のみなさまの見守りとしての活動ができればよいと思う。 ◎現役世代の活動への参加促進活動を進めたいと考えている。 ◎各団体や地域の活動が今以上に活発になるよう支援の幅を広げていきたい。（人的、金銭的、連携など） ◎災害時高齢者支援。 																																									

④今後の活動意向について

<p>【問12】誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるためには、様々な主体（住民・事業者・ボランティア・NPO団体・行政など）が協働していくことが求められています。貴団体の取り組みとして今後どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまる番号全てに○）</p>																									
<p>◆誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす事ができる地域づくりの取り組み (N = 78)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>前回 (%)</th> <th>R7 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる</td> <td>62.9%</td> <td>64.1%</td> </tr> <tr> <td>団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する</td> <td>24.7%</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>行政が行っている事業を受託する</td> <td>16.9%</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>他の団体や関係機関との交流の機会をもつ</td> <td>57.3%</td> <td>48.7%</td> </tr> <tr> <td>ボランティアスタッフを積極的に受け入れる</td> <td>27.0%</td> <td>35.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.2%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>協働の必要性はない</td> <td>0.0%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	前回 (%)	R7 (%)	自治会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる	62.9%	64.1%	団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する	24.7%	21.8%	行政が行っている事業を受託する	16.9%	23.1%	他の団体や関係機関との交流の機会をもつ	57.3%	48.7%	ボランティアスタッフを積極的に受け入れる	27.0%	35.9%	その他	2.2%	2.6%	協働の必要性はない	0.0%	1.3%
	項目	前回 (%)	R7 (%)																						
	自治会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる	62.9%	64.1%																						
	団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する	24.7%	21.8%																						
	行政が行っている事業を受託する	16.9%	23.1%																						
	他の団体や関係機関との交流の機会をもつ	57.3%	48.7%																						
	ボランティアスタッフを積極的に受け入れる	27.0%	35.9%																						
その他	2.2%	2.6%																							
協働の必要性はない	0.0%	1.3%																							
<p>【問13】誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域福祉の推進についてご意見やご要望がありますら、どんなことでも結構ですので、ご記入ください。</p>																									
<p>◆地域福祉の推進についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者が安心して(心配なく)余生を過ごせる環境を作ること。後を継いでくれるものが安心して継げる仕組みを望みます。 ◎住み慣れた地域で暮らしていくことは大変すばらしいことではあるが、急速に進む高齢化の中で地域内で支援をする人も高齢化している。その方に過度の負担がのしかかっていけば、地域の疲弊に拍車をかけることになるかもしれませんと感じている。一定程度の地域集約が今後必要になってくるのではないかと感じ始めている。 ◎災害時の避難誘導を的確に行うには、高齢者など災害弱者に対する日頃からの安否確認、話し相手など、日頃から人間関係を構築しておくことが大切だと思う。 ◎交通手段が重要だと思う。行きたい所へ行きたい時に行けるという事は人間にとて、とても大切な事だと思う。 ◎公共交通の充実。（路線バス） ◎地域づくりの基盤はやはり行政が主体となって行うべきだと思う。ボランティアや助け合いは、若い世代が関わることは難しい。収入を得ることが（仕事）優先なので、お金にならない活動を求めるのは難しいと思う。 ◎人間関係自体が希薄化しているため、その醸成を高めて行く必要があると思う。 ◎地域住民同士が互いに相手を思いやり、笑顔があふれる街づくりが出来るような取り組みを地域住民や各団体が連携、協力して行なうことが必要だと考える。 ◎地域福祉の推進において、後継者（担い手）育成（確保）が課題。 ◎地域で集まることが少なくなる中で、もっと参加ができる場を増やせたらいいと思う。 																									

(3) 計画の見直し（改定部分のみ）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

（1）計画策定の背景

これまでの福祉制度は、子ども・障がい・高齢者といった対象者の属性に応じた専門的な支援体制の構築などが進められ、加えて、対象者の家族（親族）や地域住民等の支えなどにより福祉政策の充実が図られてきました。また、一方で、この福祉制度の対象とならない複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯などは以前からも存在していましたが、家族（親族）や地域住民等が受け止め、支えてきました。

しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、人口減少などにより、住民相互のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきており、課題ごとの対応や8050問題・ダブルケアまたヤングケアラーなど従来の福祉制度だけでは解決できない、課題全体を捉え包括的な関わりを必要とするケースが増えています。

この大きな課題に対しては、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要であり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」を推進していくことが重要です。また、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人との世代を超えてつながり、人と資源が分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていくことも必要とされています。

市町村においては、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることができます。包括的な支援体制の整備を図るにあたっては、対人支援を担う社会福祉分野等の専門職が、特定の課題の解決に向けた支援にとどまらず、本人やその世帯とつながり続ける支援を意識することを後押しすることや、地域住民の関係性を育んでいく取り組みにおいて、地域活動や居場所その他の地域のつながる場が創出されやすくなることを意識した環境整備に取り組むことにより、重層的なセーフティーネットを構築することが重要であるとされています。

益田市（以下「本市」という。）を取り巻く現状や、市民・地域で活動する団体などのニーズ、国の動向などを踏まえるとともに、これまで取り組んできた地域福祉の推進をさらに図るため、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を期間とする「第4期益田市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）」を策定します。

基本目標IV 安心して住み続けられる環境づくり

【基本施策4 再犯防止施策の充実】

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている場合もあります。犯罪をした人等が社会復帰後に、地域社会で孤立させない支援等を関係機関と連携協力して実施することで、再犯を防止し安全で安心な地域社会を目指します。また同時に犯罪被害者等に対する支援を行い、関係機関又は地域と連携し、当該被害者を社会全体で支える地域づくりを進めます。

推進施策	事業主体
<p>①犯罪をした人等に対する就労の支援</p> <p>○犯罪をした人等の社会復帰を支援するとともに、その者の再犯を防止し、もって地域の安全及び安心の確保を図ることを目的に、就労等の支援を行います。</p>	行政 地域組織・団体
<p>②民間協力者の活動支援</p> <p>○益田市建設工事における総合評価審査において、更生保護協力雇用主会の登録及び実雇用の状況により評価を行います。</p> <p>○益田地区保護司会、益田地区協力雇用主会、益田地区更生保護女性会等の活動支援を行います。</p> <p>○前記保護司会等更生保護ボランティアの活動に対して、保護観察対象者等との面接場所として、公民館等の公共施設を利用可能とする等、引き続き支援を行います。</p>	行政 地域組織・団体
<p>③広報・啓発活動の充実</p> <p>○「社会を明るくする運動強調月間」である7月を中心に、運動を周知するイベントや啓発活動を支援します。</p> <p>○市広報において、再犯防止推進の啓発活動を掲載します。</p> <p>○犯罪をした人等が社会的に排除されないよう、福祉教育の推進を図ります。</p>	行政 地域組織・団体

<p>④住居確保の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪をした人等が住居の確保に困窮する場合には、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。 ○市営住宅の入居は公募が原則となっており、公平な入居手続を行います。 	行政 地域組織・団体
<p>⑤保健医療・福祉サービスの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪をした人等が、高齢や知的障がい等により保健医療や福祉サービスの活用が必要な場合は関係機関・団体等と連携して必要な支援を行います。 	行政 地域組織・団体
<p>⑥学校等と連携した就学支援、非行等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校における問題行動の未然防止や、非行少年やその家族等への相談支援を学校や警察、児童相談所等の関係機関とのネットワーク体制により実施します。 	行政 地域組織・団体 学校
<p>⑦犯罪被害者等を支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○益田市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害にあった本人、またはその家族及び遺族などが受ける直接的な被害、又は二次的な被害（心身、経済的負担、精神的苦痛、時間的な負担、再被害の不安や恐怖）に対し、市が関係機関又は地域と連携し、当該被害者を社会全体で支えることを目指します。 ※ ○益田市犯罪被害者等協定に基づき、関係機関と連携して被害者等の早期回復に努めます。 ○犯罪被害者等のおかれる状況などについて理解を深め、支援を必要とする犯罪被害者等が相談窓口につながるよう、学習会や講演会等を通じて普及啓発を進めるとともに、より効果的な周知に努めます。 	行政 地域組織・団体

※再犯防止の充実①から⑥までについては、法務局松江保護観察所、益田地区保護司会、益田市と連携し策定しました。

※益田市犯罪被害者等協定　　益田市、益田警察署及び公益社団法人島根被害者サポートセンターは、犯罪被害者等基本法第7条（平成16年法律第161号）及び益田市犯罪被害者等支援条例（令和7年益田市条例第10号）の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関して連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための協定を締結しました。

基本目標Ⅴ 分野を横断した包括的な支援体制づくり

【基本施策1 相談を包括的に受け止める仕組みづくり】

相談支援事業者用アンケートの意見には、「一つの機関だけでは解決できないこともある。」、「利用者、ご家族が複合的にそれぞれの分野での問題を抱えているケースがある。」といった回答がありました。複雑化・複合化した課題を抱える人や地域のニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築を目指します。第4期計画においては、相談を包括的に受け止める仕組みづくりとして、4つの推進施策に取り組みます。

推進施策	事業主体
<p>①相談窓口の充実</p> <p>○分野を問わない断らない支援体制を構築するため、相談支援体制の見直しを行い、状況に応じた相談窓口を周知していきます。</p>	行政 市社協(委託) 福祉事業者(委託)
<p>②身近な地域で相談できる仕組みづくり</p> <p>○地域づくり事業の推進（基本目標Ⅱ-1-②）に取り組むとともに、地域団体や福祉事業者等、地域の社会資源と連携を図ることで、地域での助け合いや支え合いの関係を構築し、身近な地域で相談できる仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>○人権センター（隣保館）では、市民の人権に関するこ（同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など）、生活の困りごとや悩みなどの生活全般に関わる相談、また必要に応じて専門機関や関係機関を紹介するなど相談体制の構築を図ります。</p> <p>○様々な相談体制の構築を図ることで、市民に対し、きめ細かい相談体制の確保に努めます。</p> <p>※隣保館 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととした施設。</p>	行政 市社協 福祉事業者 地域組織・団体 民間 市民

<p>③重層的支援体制整備事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第1期益田市重層的支援体制整備事業実施計画」（社会福祉法第106条の5）に基づき、包括的に支援を進める支援体制のもと、複雑化複合化した課題の解決に取り組みます。 	行政 市社協 福祉事業者(委託) 地域組織・団体
<p>④専門職の継続的な育成とスキルアップ（基本目標Ⅰ-2-③再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的な支援体制の構築や、重層的支援体制整備事業の推進のため、多角的視点を持ったアセスメント力や必要な支援を総合的に行う実践力のあるコミュニティソーシャルワーカー等の継続的な人材育成とスキルアップに努めます。 	行政 福祉事業者 職能団体

現計画のP102（1）包括的な支援体制、（2）重層的支援体制整備事業の創設、（3）本市における重層的支援体制整備事業は削除